那須塩原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染
及び災害の発生の防止に関する条例

申請の手引き

那須塩原市

令和５年５月

目　次

Ⅰ　本条例における許可制度の概要

Ⅱ　小規模特定事業を実施する方々への留意事項

Ⅲ　許可申請の必要書類チェック表

Ⅳ　小規模特定事業許可申請書等作成要領
　１　小規模特定事業許可申請書（様式第２号）記載要領
　２　小規模特定事業（小規模一時たい積事業）許可申請書（様式第４号）記載要領
　３　小規模特定事業変更許可申請書（様式第５号）記載要領
　４　小規模特定事業譲受け許可申請書（様式第１８号）記載要領
　５　土砂等搬入届（様式第７号）記載要領
　６-1　土砂等発生元証明書（様式第８号）記載要領
　６-2　検査試料採取調書（様式第９号）記載要領
　７-1　土砂等管理台帳（様式第１０号）記載要領
　７-2　土砂等管理台帳（小規模一時たい積事業用）（様式第１１号）記載要領
　８　小規模特定事業状況報告書（様式第１２号）記載要領
　９　小規模特定事業（小規模一時たい積事業）状況報告書（様式第１３号）記載要領
１０　小規模特定事業水質検査等報告書（様式第１４号）記載要領
１１　小規模特定事業相続届（様式第１９号）記載要領
１２　その他
　　参考①（誓約書）
　　参考②（申請者、法定代理人、役員　等）
　　参考③（車両表示：例）

Ⅴ　条例・規則等
　１　条例・規則
　２　土砂等の安全基準（施行規則別表第１）
　３　埋立て等の構造基準（施行規則別表第２）
　４　小規模一時たい積事業の構造基準（施行規則別表第３）
　５　構造基準の適用除外法令等（施行規則別表第４）
　６　申請書等の様式
　７　小規模特定事業施工時の義務
　８　参考　施行規則別表第２の３号の表中、土砂等の区分について
　　参考　施行規則別表第２の４号の擁壁の基準について
　　参考　取水装置標準図

Ⅰ　本条例における許可制度の概要

◇　本条例では、小規模特定事業を行おうとする場合、許可を受ける必要がありますが、許可申請から事業終了までの大きな流れを以下に示します。

１　許可を受けるまでの流れ

土砂等の埋立て等を行おうとする者

↓

小規模特定事業（小規模一時たい積事業も含む）に該当するか？

該当しない → 本条例の許可不要

該当する

↓

事業区域における法令等の制約はあるか？

ない → 関係機関との調整

ある → 関係機関との調整

↓

許可制度の適用除外とされるものに該当するか？

該当する → 本条例の許可不要

該当しない

↓

許可申請手続（７条）
※事業期間は３年以内

↓

許可基準に適合するか？

適合しない → 不　許　可

適合する → 許　可

土砂等の埋立て等

土砂等（土砂及びこれに混入し、又は吸着した物）による土地の埋立て、盛土その他の土地へのたい積（製品の製造又は加工のための原材料のたい積、土壌汚染対策法第２２条第１項に規定する汚染土壌処理施設における土砂等のたい積その他規則で定めるたい積を除く。）を行う行為

小規模特定事業

土砂等の埋立て等に供する区域の面積が 1,000 ㎡以上 3,000 ㎡未満である事業

小規模一時たい積事業

他の場所への搬出を目的として土砂等のたい積を行う小規模特定事業

条例５条の３（安全基準）、５条の４（崩落、飛散、流出防止措置）は遵守。

【検討事項】
・文化財の有無
・地目等の制約の有無（青地、赤道、水路、農地、山林等）
・土地所有者の承諾（権利関係者の調整含む）
・法令等の制約の有無（○○指定区域、□□保護区域、都市計画法の用途地域等）

【適用除外（６条ただし書き各号）】
①国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体が行うもの
②採石法､砂利採取法等の許認可等を受けた採取場から採取された土砂等を販売するために一時的に土砂等のたい積を行うもの
③採石法又は砂利採取法の認可を受けた採取計画に従って行うもの
④土壌汚染対策法の指定区域内で行うもの
⑤非常災害のために必要な応急措置として行うもの
⑥通常の管理行為、軽易な行為等で規則で定めるもの

【許可基準（８条）】
①欠格事項に該当しないこと。
（欠格事項：措置命令不服従、許可取消３年未経過、廃掃法欠格事項　等）
②条例第６条の２の同意を得ていること。
③事業３年以内に完了するものであること。
④事業の施工を管理できる事務所が設置されること。
⑤完了時における土砂等のたい積構造が規則の基準に適合するもの。
⑥場外排水汚染状態測定のために必要な措置が図られていること。
⑦災害発生防止のために必要な措置が図られていること。
（小規模一時たい積事業にあっては上記の①～④及び⑥のほか
・施工時における構造基準適合性
・採取場所ごとに土砂等を区分するために必要な措置）
⑨小規模特定事業に使用される土砂等が改良土（※１）でないこと
⑩小規模特定事業に使用される土砂等が栃木県内で発生したものであり、土砂等の発生場所から直接搬入されるものであること

※１**改良土**
土砂等（泥土を含む。）又は建設汚泥にセメント、石灰等を混合し、化学的に安定処理したもの。

譲受けの許可（※手続きは上記に準ずる）

２　小規模特定事業施工時の義務

【全ての許可事業者が行うもの】
①土砂等の搬入の届出（１１条）
・採取場所ごと、かつ 5,000 ㎥ごとに土砂等発生元証明書、検査試料採取調書、計量証明書等を添付
②土砂等管理台帳の作成及び土砂等の量の報告（１２条）
・採取場所ごとに１日当たりの搬入・搬出量等を記載する。
・６か月（小規模一時たい積事業は３か月）ごとに当該６か月（３か月）を経過した日から２週間以内（完了時等はその届出時）
③水質検査等の実施及び結果報告（１３条１項・３項）
・６か月（小規模一時たい積事業は３か月）ごとに当該６か月（３か月）を経過した日から２週間以内（完了時等はその届出時）
④関係書類の縦覧（１４条）
⑤標識の掲示等（１５条）
⑥搬入車両への表示（15条の２）

【必要に応じて行うもの】
①申請事項の変更許可申請・届出（１０条）
・氏名、住所、土砂等の量等の軽微な変更については届出
②休止（２か月以上）の届出（１７条）
③譲受けの許可（１７条の２）
・譲受け許可を受けた者が許可事業者の地位を承継
④相続に基づく地位承継の届出（１８条）
・許可事業者の地位の承継があった日から遅滞なく

３　小規模特定事業の終了

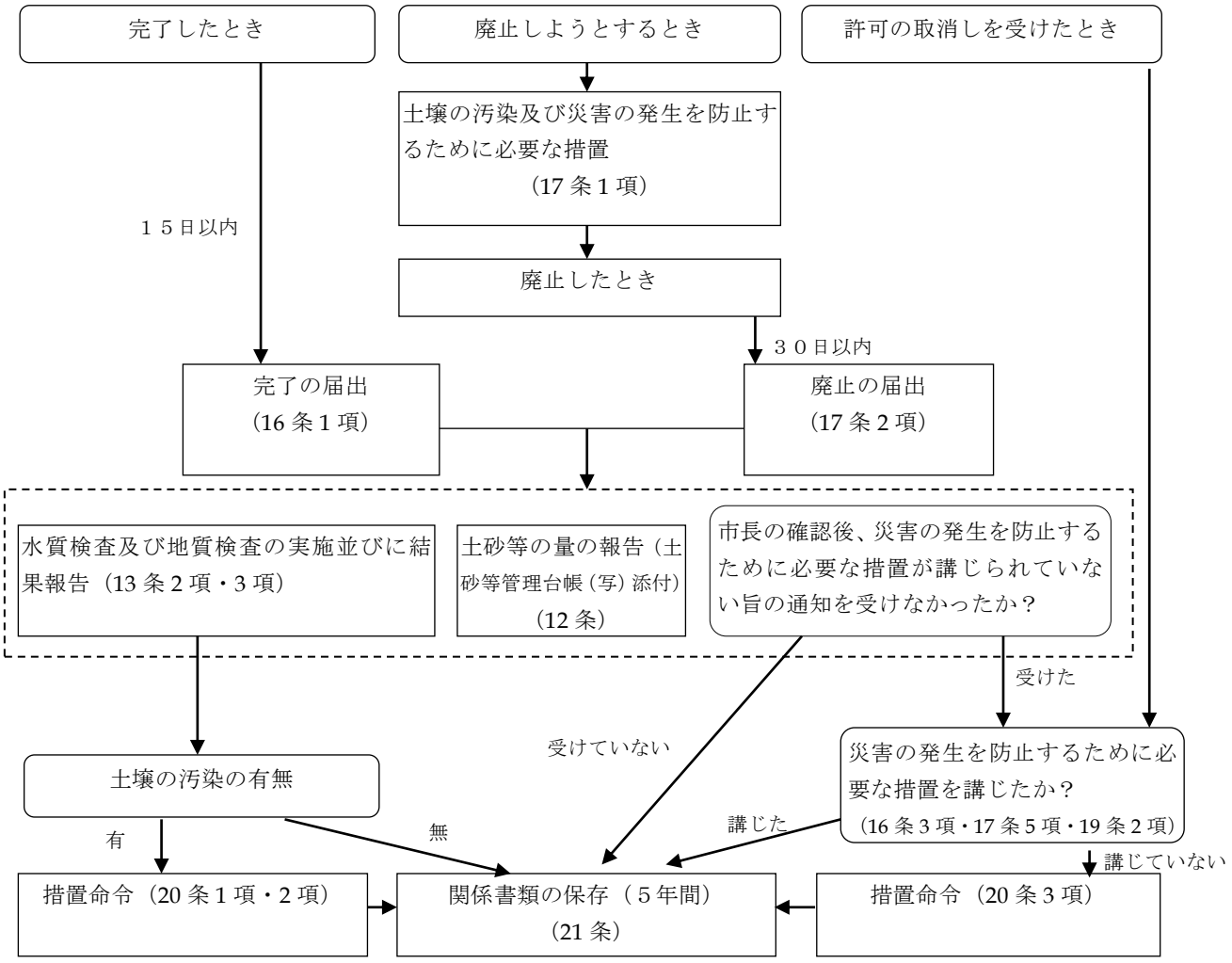

Ⅱ　小規模特定事業を実施する方への留意事項

１　事業の実施にあたって

⑴　小規模特定事業を実施する区域（土地）の埋蔵文化財の有無について、市教育委員会に確認する。（埋蔵文化財がある場合は、その調査後の申請となる。）

⑵　小規模特定事業を実施する区域（土地）内に、青地や赤道等がある場合（公図で確認すること。）は、それが機能しているかどうか、埋めるために必要な措置はどうするのか等を市に確認する。

⑶　小規模特定事業を実施する土地が農地の場合は農地転用（一時転用を含む。）の手続きが必要である。

⑷　小規模特定事業を実施する土地が山林等の場合は、地域、面積等により必要な許可や届出について、小規模特定事業予定地を管轄する林務事務所に確認する。

⑸　事務所建設（仮設対応可）については、建築確認を所掌する機関に規模、条件等を確認する。（事務所は小規模特定事業を管理しうる範囲に設置する。）

⑹　その他、施行規則第６条別表４に掲げる行為や開発行為など、関係許認可等を十分に確認する。

⑺　1,000 ㎡以上の一時たい積事業（ストックヤード）は、粉じん発生施設に該当するため、大気汚染防止法の届出が必要である。

⑻　上記以外の法令で規制があるものについては、それぞれの法令の適用を受けることになり、許認可等が必要なものについては、併せて許認可等を取る。

２　事業について

⑴　事業区域、対象事業

ア　小規模特定事業区域の面積については、埋立て等の用に供する区域の面積をいい、区域外の搬入路、一時たい積場の保安地帯、事務所は含まない。

　また、開発行為や宅地造成等の事業を、切土・盛土で実施の場合は、その事業区域以外からの土砂等で埋立てする区域が対象となる。（たとえ隣接地でも許可対象となる。）

イ　那須塩原市条例では、事業区域面積が 1,000 ㎡以上 3,000 ㎡未満の事業が、許可の対象となる。

　なお、変更により事業区域面積 3,000 ㎡以上になった場合は、その時点で県条例の許可が必要となる。

⑵　使用材料等

ア　路盤材として使用される砕石や砂利はこの条例の対象外である。

イ　「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた汚泥や「放射性同位元素等による放射性障害の防止に関する法律」で定められた放射性物質は、土砂等には分類されない。

３　その他

⑴　小規模特定事業区域の表面をアスファルトや事業前に確保してあった表土で覆う場合は、事業区域以外からの土砂等の搬入終了時に廃止又は完了となる。

⑵　土砂等搬入届に添付する土砂等発生元証明書、検査資料採取調書、計量証明書は、採取場所ごとに必要である。

⑶　農地法の５条申請（農地転用の許可申請）のうち、所有権移転に係るものは、土地所有者の同意書は不要である。（農地転用の許可申請書の写しは必要。）

⑷　排水の水質検査にあたって、自ら試料を採取する場合は、検査依頼機関に容器、採水量等を十分確認しておくこと。

Ⅲ　小規模特定事業許可申請必要書類チェック表

審　査　結　果		充足している　・　不足している	
小規模特定事業必要書類	有無	小規模一時たい積事業必要書類	有無
１　目　次		１　目　次	
２　小規模特定事業許可申請書		２　小規模一時たい積事業許可申請書	
３　同　上（別紙搬入計画等）			
４　申請者住民票（法人登記事項証明書）		３　申請者住民票（法人登記事項証明書）	
５　小規模特定事業場位置図及び付近の見取図		４　小規模特定事業場位置図及び付近の見取図	
６　実測平面図		５　実測平面図（土砂等たい積最大）	
７　実測縦断面図		６　実測縦断面図（土砂等たい積最大）	
８　実測横断面図		７　実測横断面図（土砂等たい積最大）	
９　小規模特定事業場土地登記事項証明書		８　小規模特定事業場土地登記事項証明書	
１０　小規模特定事業場公図（写し）		９　小規模特定事業場公図（写し）	
１１　小規模特定事業区域土地使用同意書		１０　小規模特定事業区域土地使用同意書	
１２　条例第８条第１項第１号イからリまでに該当しない者である旨の誓約書		１１　条例第８条第１項第１号イからリまでに該当しない者である旨の誓約書	
１３　法定代理人の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面		１２　法定代理人の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面	
１４　役員の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面		１３　役員の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面	
１５　発行済株主総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面		１４　発行済株主総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面	
１６　規則第４条の２に規定する使用人又は第４条の３第６号に規定する市長が別に定める使用人の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面		１５　規則第４条の２に規定する使用人又は第４条の３第６号に規定する市長が別に定める使用人の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面	
１７　使用土砂等予定量計算書			
１８　構造安定計算書（安定計算を行った場合）			
１９　擁壁断面図・背面図（擁壁を用いる場合）			
２０　擁壁の概要・構造計画等			
２１　小規模特定事業の周辺地域の生活環境保全措置を記載した書面		１６　小規模特定事業の周辺地域の生活環境保全措置を記載した書面	
２２　関係許認可等の申請書の写し		１７　関係許認可等の申請書の写し	
・農地法（農地転用許可、届）		・農地法（農地転用許可、届）	
・森林法（林地開発、伐採届）		・森林法（林地開発、伐採届）	
・優良農地林地保全特別措置要綱		・優良農地林地保全特別措置要綱	
・都市計画法（開発行為）		・都市計画法（開発行為）	
・文化財保護法（埋蔵文化財確認）		・文化財保護法（埋蔵文化財確認）	
・国土交通省所管公共用財産管理関係		・国土交通省所管公共用財産管理関係	
２３　（構造基準適用除外書面該当）		１８　（構造基準適用除外書面該当）	
２４　申請手数料を納めたことを証する書面（納入通知書兼領収書の写し（領収印が押印してあるもの））		１９　申請手数料を納めたことを証する書面（納入通知書兼領収書の写し（領収印が押印してあるもの））	
２５　その他		２０　その他	

Ⅳ　小規模特定事業許可申請書等作成要領

１　小規模特定事業許可申請書（様式第２号）記載要領

◇　提出部数は、２部とする。申請書類は正本１通のほかは写しでもよい。

◇　申請書類は、フラットファイル、ファイルケース等で製本すること。

【申請書関係】

⑴　小規模特定事業場の位置

小規模特定事業場の所在を記入するとともに、事業場に係る地番を全て記載すること。（別紙で記載することも可能。）

⑵　小規模特定事業場及び小規模特定事業区域の面積

実測の求積図等を添付すること。

⑶　小規模特定事業に供する施設の設置計画

１／５００程度でＡ２又はＡ３の大きさで図面を作成しその位置を明示すること。

（土砂等の搬入路、排水溝及び排水舛等（小規模特定事業場内に事務所を設置する場合は、事務所を含む。）等の施設の位置を明示すること。

ただし、事務所を小規模特定事業場以外の場所に設置する場合は、事務所の位置を示す住所地図等及び賃貸借契約書等の使用権限を証する書類を添付すること。

⑷　現場管理責任者の氏名

施行規則第１６条の２に規定する現場管理責任者の職務を遂行できる者を任ずること。

⑸　小規模特定事業に使用される土砂等の量

土砂等の量を積算した計算書の量を記載すること。各土砂等の採取場所からの予定量の合計に概ね合致すること。

⑹　小規模特定事業の期間

小規模特定事業を行う期間を記載すること。

ただし、小規模特定事業区域の土地が自らの所有でない場合、かつ、行政機関の所有又は管理する土地でない場合にあっては、賃貸借契約書等（同様の内容で既に契約がなされている場合はその契約書でも可能。）を添付し、借地等の契約期間の範囲内で記載すること。

小規模特定事業区域の土地が行政機関の所有又は管理する土地の場合にあっては、許認可等（許可前にあっては申請書の写し。受付印のあるものに限る。）を添付すること。また、この場合、土砂等の搬入予定量による計画の相当と認められる期間とする。

⑺　小規模特定事業が完了した場合の小規模特定事業区域の構造

規則別表第２に掲げる構造のとおりとし、事業の前後の構造が判別できる１／５００程度の断面図とし、必要に応じ、のり面保護工の種類と方法等を記載すること。

⑻　小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該場所からの搬入予定量及び搬入計画

別紙に記載すること。なお、搬入経路を位置図等に記載すること。搬入土砂等の区分は、参考の条文（建設省令）を参照のこと。

⑼　小規模特定事業区域から小規模特定事業区域以外の地域へ排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置

１／５００程度の平面図に小規模特定事業区域の傾斜等が分かるよう表示するとともに排水溝、排水枡（必要に応じた数を設置すること。）等を記載し、小規模特定事業区域から排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置に配慮した工事の工程、工法等を記載した図面とする。

⑽　小規模特定事業が施工されている間において、小規模特定事業区域以外の地域への当該小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置

１／５００程度の平面図に、工事施工中に災害発生を防止するための工事の工程、工法等を記載した図面とする。

【添付書類関係】

⑾　申請者の住民票の写し（法人の場合にあっては、登記事項証明書）

３月以内に発行したものに限る。

⑿　小規模特定事業場の位置図

１／５０，０００程度で道路、地勢等周辺の状況が判明できるものとする。

⒀　小規模特定事業場の付近の見取図

１／５００程度で小規模特定事業場の周辺の状況が判明できるものとする。

⒁　小規模特定事業場の平面図及び断面図

形状の変化が確認できるピッチ、縮尺の平面図及び縦横の断面図とする。

（原則として１／２５０～１／５００の図面とする。）

⒂　小規模特定事業場の土地の登記事項証明書

３月以内に発行したものに限る。

⒃　小規模特定事業場の公図の写し

小規模特定事業区域等を明示し、小規模特定事業区域及び隣接地の地目を記入し、謄写した法務局名、作成年月日を記載すること。

⒄　小規模特定事業区域内土地使用同意書

小規模特定事業区域の土地が自らの所有でない場合には、当該土地について、申請者が使用占有する権限等があることを証する書類として、当該同意書を添付すること。

なお、申請者は土地所有者に対し、特定事業の内容に係る事項及び土地所有者の義務に関する事項を説明の上、同意を得ること。

⒅　申請者が条例第８条第１項第１号イからリまでに該当しない者であることを誓約する書面

「別紙①（第４条関係）」を参考に作成し、申請書に添付する。

⒆　法定代理人、役員、株主、出資者、使用人等

①　申請者が条例第８条第１項第１号ヘに規定する未成年者又は規則第４条の３第８号に規定する未成年者である場合には、これらの者の法定代理人の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面

②　申請者が法人である場合には、条例第８条第１項第１号トに規定する役員又は規則第４条の３第９号に規定する役員の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面

③　申請者が法人である場合において、発行済株式総数の１００分の５以上の株式を有する株主又は出資額の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面

④　申請者に規則第４条の２又は第４条の３第６号に規定する使用人がある場合には、これらの者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面

→　上記①～④については、「別紙②（第４条関係）」を参考に作成し、申請書に添付する。

⒇　小規模特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置を記載した書面（様式第３号）

土砂等の埋立て等によって生ずる、粉じん、騒音、振動等に係る防除措置について具体的に記載すること。（例：散水車による散水、場内走行速度５km/h 以内、搬入・搬

出車両の通行時間帯の制限等）

(21) 構造安定計算書

規則第５条（別表第２）の構造上の基準について、必要に応じて添付する。

なお、計算の根拠となるボーリングデータ、土質試験結果も添付すること。

(22) 擁壁を用いる場合の断面図及び背面図

「宅地造成規制法施行令」のとおりの構造とし、図面は１／５０程度で作成し、背面図は擁壁の裏面の構造が判明できるものであること。

(23) 小規模特定事業が法令等に基づく許認可等を要する行為に該当する場合の当該行為に該当することを証する書面

当該行為の許認可等の通知書等とする。ただし、許認可等の決定がなされていない場合にあっては、申請書の写し（提出先の受付印のあるものに限る。）とする。

(24) その他

ア　１つの図面に２つ以上の内容を記載する場合は、タイトル等にその旨を明記すること。

イ　検査試料採取調書、計量計算書、賃貸借契約書及び許認可等の通知書等は原本を確認するので、原本を持参すること。

２　小規模特定事業（一時たい積事業）許可申請書（様式第４号）記載要領

◇　提出部数は、２部とする。申請書類は正本１通のほかは写しでもよい。

◇　申請書類は、フラットファイル、ファイルケース等で製本すること。

【申請書関係】

⑴　小規模特定事業場の位置

小規模特定事業場の所在を記入するとともに、事業場に係る地番を全て記載すること。（別紙で記載することも可能。）

⑵　小規模特定事業場及び小規模特定事業区域の面積

実測の求積図等を添付すること。

⑶　小規模特定事業に供する施設の設置計画

１／５００程度でＡ２又はＡ３の大きさで図面を作成しその位置を明示すること。

（土砂等の搬入路、排水溝及び排水舛等（小規模特定事業場内に事務所を設置する場合は、事務所を含む。）等の施設の位置を明示すること。

ただし、事務所を小規模特定事業場以外の場所に設置する場合は、事務所の位置を示す住所地図等及び賃貸借契約書等の使用権限を証する書類を添付すること。

⑷　現場管理責任者の氏名

施行規則第１６条の２に規定する現場管理責任者の職務を遂行できる者を任ずること。

⑸　年間の小規模特定事業に使用される土砂等の搬入予定量及び搬出予定量

年間及び１日平均の土砂等の搬入及び搬出の予定量を記載すること。

⑹　小規模特定事業の期間

小規模特定事業を行う期間を記載すること。

ただし、小規模特定事業区域の土地が自らの所有でない場合、かつ、行政機関の所有又は管理する土地でない場合にあっては、賃貸借契約書等（同様の内容で既に契約がなされている場合はその契約書でも可能。）を添付し、借地等の契約期間の範囲内で記載すること。

小規模特定事業区域の土地が行政機関の所有又は管理する土地の場合にあっては、許認可等（許可前にあっては申請書の写し。受付印のあるものに限る。）を添付すること。

⑺　小規模特定事業区域から小規模特定事業区域以外の地域へ排出される水の汚染状態を測定するため排水を収集するために必要な措置

１／５００程度の平面図に小規模特定事業区域の傾斜等が分かるよう表示するとともに排水溝、排水枡（必要に応じた数を設置すること。）等を記載し、小規模特定事業区域から排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置に配慮した工事の工程、工法等を記載した図面とする。

⑻　小規模特定事業に供する土砂等のたい積の構造

別表第３に掲げる構造のとおりとし、１／５００程度で土砂等のたい積が最大となった時のたい積の構造を平面図及び断面図で示す。

【添付書類関係】

⑼　申請者の住民票の写し（法人の場合にあっては、登記事項証明書）

３月以内に発行したものに限る。

⑽　小規模特定事業場の位置図

１／５０，０００程度で道路、地勢等周辺の状況が判明できるものとする。

⑾　小規模特定事業場の付近の見取図

１／５００程度で小規模特定事業場の周辺の状況が判明できるものとする。

⑿　小規模特定事業場の土地の登記事項証明書

３月以内に発行したものに限る。

⒀　小規模特定事業の公図の写し

小規模特定事業区域を明示し、小規模特定事業区域及び隣接地の地目を記入し、謄写した法務局名、作成年月日を記載すること。

⒁　申請者が条例第８条第１項第１号イからリまでに該当しない者であることを誓約する書面

「別紙①（第４条関係）」を参考に作成し、申請書に添付する。

⒂　法定代理人、役員、株主、出資者、使用人等

①　申請者が条例第８条第１項第１号ヘに規定する未成年者又は規則第４条の３第８号に規定する未成年者である場合には、これらの者の法定代理人の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面

②　申請者が法人である場合には、条例第８条第１項第１号トに規定する役員又は規則第４条の３第９号に規定する役員の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面

③　申請者が法人である場合において、発行済株式総数の１００分の５以上の株式を有する株主又は出資額の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面

④　申請者に規則第４条の２又は第４条の３第７号に規定する使用人がある場合には、これらの者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面

→　上記①～④については、「別紙②（第４条関係）」を参考に作成し、申請書に添付する。

なお、第４条の３第７号の市町が別に定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

⑴　本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）

⑵　前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

⒃　小規模特定事業が法令等に基づく許認可等を要する行為に該当する場合の当該行為に該当することを証する書面

当該行為の許認可等の通知書等とする。ただし、許認可等の決定がなされていない場

合にあっては、申請書の写し（提出先の受付印のあるものに限る。）とする。

⑰　その他

ア　１つの図面に２つ以上の内容を記載する場合は、タイトル等にその旨を明記すること。

イ　検査試料採取調書、計量証明書、賃貸借計画書及び許認可等の通知書等は原本を確認するので、原本を持参すること。

３　小規模特定事業変更許可申請書（様式第５号）記載要領

◇　提出部数は、２部とする。

◇　申請書類は正本１通のほかは写しでよい。

【申請書関係】

⑴　変更申請を行おうとする事項について、変更前と変更後の内容及び理由を記載すること。

⑵　期間延長の変更は１年以内とすること。

【添付書類関係】

⑶　変更に係る書類のみを添付すること。

⑷　許可申請書に用いた図面と同一の縮尺の図面とし、変更前後の内容が判明できるものであること。

４　小規模特定事業譲受け許可申請書（様式第１８号）記載要領

◇　提出部数は、２部とする。

◇　申請書類は正本１通のほかは写しでよい。

【申請書関係】

⑴　譲り受けようとする小規模特定事業許可に係る事項について、その内容及び譲受けの理由を記載すること。

【添付書類関係】

⑵　許可申請書に用いた図面と同一の縮尺の図面等を添付すること。

⑶　譲り受けようとする小規模特定事業に係る許可指令書の写し

５　土砂等搬入届（様式第７号）記載要領

◇　提出部数は、１部とする。

⑴　土砂等の採取場所１箇所につき１通作成すること。

⑵　同一採取場所の場合は、５，０００㎥までごとに１通作成すること。

⑶　土砂等の搬入予定量

１つの採取場所からの全体量を記載し、今回の届出に係る搬入量は５，０００㎥以下であること。

⑷　土砂等の運搬事業者名

事業者が複数の場合は、全ての事業者を記載すること。

⑸　添付書類について

検査試料採取調書、計量証明書、土砂等発生元証明書及び売渡・譲渡証明書は原本を確認するので、原本を持参すること。

６－１　土砂等発生元証明書（様式第８号）記載要領

※土砂等の発生元の事業者が発行するものであること。

◇　提出部数は、１部とする。

⑴　土砂等発生元証明書の宛名

土砂等の埋立て等を行う事業者となる（一時たい積特定事業場又は小規模一時たい積

事業場を経由する場合には、一時たい積特定事業者又は小規模一時たい積事業者若しくは埋立て等事業者となる。）

⑵　当該工事等に係る土砂等発生量

当該工事等施工場所から発生する総予定量を記載し、かっこ内に当該発生場所から該当小規模特定事業場へ搬出する契約量が記載されていること。

⑶　今回の証明に係る土砂等の量

処分契約量のうち当該証明書に係る土砂等の量（一度に最高５，０００㎥まで）が記載されていること。

⑷　発生土砂等運搬契約者

土砂等の発生場所から該当小規模特定事業場までの運搬に係るすべての運搬事業者名が記載されていること。

６－２　検査試料採取調書（様式第９号）記載要領

※実際に検査試料の採取を行った者が記載するものであること。

◇　提出部数は、１部とする。

⑴　検体区分欄の番号等は、当該調書に係る計量証明書の発行番号と一致すること。

⑵　当該調書に係る計量証明書を作成するために行う地質分析は、それぞれ別表第１に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行われなければならない。（施行規則第８条第４項）

⑶　当該調書に係る計量証明書は、計量法１０７条の登録を受けた計量証明事業者が発行するものであること。

７－１　土砂等管理台帳（様式第１０号）記載要領

※小規模特定事業の土砂等について、採取場所ごとに作成するものであること。

⑴　小規模特定事業に使用される土砂等の量

許可申請時に積算した、小規模特定事業に使用される土砂等の量を記載すること。

（変更のあった場合は、変更後の量）

⑵　土砂等の採取場所に係る工事等の内訳

採取場所に係る工事等の名称を記載すること。

工事等に係るものでない場合は、「○○会社土採り場」等採取場所に係る具体的な内容を記載すること。

７－２　土砂等管理台帳（小規模一時たい積事業用）（様式第１１号）記載要領

※小規模特定事業（小規模一時たい積事業）の土砂等について、採取場所ごとに作成するものであること。

⑴　年間の小規模特定事業に使用される土砂等の搬入・搬出量

許可申請時に積算した、年間及び１日平均の土砂等の搬入及び搬出の予定量を記載すること。

（変更のあった場合は、変更後の量）

⑵　小規模特定事業等への搬出

①　搬出先の直下の欄へは、当該小規模一時たい積場から搬出する場所を記載すること。

②　搬出先に対応する各日付け欄へは、１日当たりの当該搬出先への搬出量を記載すること。

８　小規模特定事業状況報告書（様式第１２号）記載要領

※当該報告書には、土砂等管理台帳（様式第１０号）の写しを添付すること。

◇　提出部数は、１部とする。

⑴　特定事業に使用される土砂等の量

実施済量については、採取場所ごとの累計量の合計に一致すること。

⑵　今回報告量

報告に係る期間（６月間）に搬入された量を記載すること。

⑶　累計量

前回累計量に今回報告量を加えた量になること。

９　小規模特定事業（小規模一時たい積事業）状況報告書（様式第１３号）記載要領

※当該報告書には、土砂等管理台帳（小規模一時たい積事業用）（様式第１１号）の写しを添付すること。

◇　提出部数は、１部とする。

⑴　前回までの処分残量

前回の報告時に、搬出されないで残っている量を記載すること。

⑵　完了時の報告においては、前回までの処分残量に搬入量を加えた量が全て搬出され、処分残量が０になっていること。

１０　小規模特定事業水質検査等報告書（様式第１４号）記載要領

※当該報告書には、採取した試料の検査試料採取調書（様式第９号）及び計量証明書を添付し、施行規則第１２条の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる時期に報告する。

◇　提出部数は、１部とする。

⑴　当該報告書に添付される検査試料採取調書に係る計量証明書を作成するために行う水質検査は、次の①②に掲げる項目の区分に応じ、①②に定める方法により行われなければならないこと。（施行規則第１０条第１項各号）

①　別表第１に掲げる項目

土壌の汚染に係る環境基準について（平成３年環境庁告示第４６号）に定める付表に定める方法により検液を作成し、当該項目ごとに環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和４９年環境庁告示第６４号。以下「昭和４９年告示」という。）に定める測定方法

②　水素イオン濃度及び浮遊物質量

昭和４９年告示に定める測定方法

⑵　当該報告書に添付される検査試料採取調書に係る計量証明書を作成するために行う地質検査は、施行規則第１１条第１項第２号及び第３号の規定により採取・作成された資料について、それぞれ別表第１に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行われなければならないこと。（施行規則第１１条第１項第４号）

⑶　当該報告書に添付される検査試料採取調書に係る計量証明書は、計量法１０７条の登録を受けた計量証明事業者が発行するものであること。

⑷　当該報告書、検査試料採取調書及び計量証明書は原本を確認するので、原本を持参すること。

１１　小規模特定事業相続届（様式第１９号）記載要領

※小規模特定事業の許可を受けた者について、相続があった場合に市長に届け出る。

◇　提出部数は、２部とする。

⑴　相続の事実を証する書面

被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本・除籍謄本、相続人全員の戸籍謄本、遺産分割協議書（共同相続人全員の印鑑登録証明書必要）、相続人の本籍記載の住民票（相続人が未成年である場合は、その法定代理人の住民票の写し）

当該相続の事実を証する書面は、原本を確認するので、原本を持参すること。

１２　その他

⑴　小規模特定事業変更届（様式第６号）

◇　提出部数は、１部とする。

⑵　小規模特定事業完了届（様式第１６号）

小規模特定事業廃止（休止）届（様式第１７号）

◇　提出部数は、２部とする。

◇　申請書類は正本１通のほかは写しでよい。

別紙①（第４条関係）

（表）

誓　　約　　書

申請者が那須塩原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第８条第１項第１号イからリに該当しない者であることを誓約する書面

那須塩原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第８条第１項第１号に規定する欠格要件

イ　この条例又は栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例又は栃木県生活環境の保全等に関する条例の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から３年を経過しない者

ロ　第１９条第１項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から３年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る那須塩原市行政手続条例（平成１７年那須塩原市条例第１３号）第１５条の規定による通知があった日前６０日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）以下この号において同じ。）であった者で当該取消しの日から３年を経過しない者を含む。)。ただし、申請者が第１９条第１項第２号又は第７号に該当することにより当該許可を取り消された者である場合は、この限りでない。

ハ　第１９条第１項の規定により小規模特定事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

ニ　第２０条の規定による必要な措置を完了していない者

ホ　小規模特定事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認められるに足りる相当の理由がある者

ヘ　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからホまでのいずれかに該当する者

ト　法人でその役員又は規則で定める使用人（注１）のうちにイからホまでのいずれかに該当する者のあるもの

チ　個人で規則で定める使用人（注１）のうちにイからホまでのいずれかに該当する者のあるもの

リ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第１４条第５項第２号イからへまでに掲げる者のうち規則で定めるもの（注２）

（注１）那須塩原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（以下「規則」という。）

第４条の２　条例第８条第１項第１号ト及びチの規則で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

⑴　本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）

⑵　前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、土砂等の埋立て等に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

（注２）条例第８条第１項第１号リの規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

⑴　精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

⑵　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

⑶　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から３年を経過しない者

⑷　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。以下「法」という。)、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号)、大気汚染防止法（昭和４３年法律第９７号)、騒音規制法（昭和４３年法律第９８号)、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和４５年法律第１３６号)、水質汚濁防止法（昭和４５年法律第１３８号)、悪臭防止法（昭和４６年法律第９１号)、振動規制法（昭和５１年法律第６４号)、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成４年法律第１０８号)、ダイオキシン類対策特別措置法（平成１１年法律第１０５号）及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成１３年法律第６５号）若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。第３１条第７項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治４０年法律第４５号）第２０４条、第２０６条、第２０８条、第２０８条の３、第２２２条若しくは第２４７条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律　（大正１５年法律第６０号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から３年を経過しない者

⑸　法第７条の４若しくは法第１４条の３の２（法第１４条の６において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）又は浄化槽法第４１条第２項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から３年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成５年法律第８８号）第１５条の規定による通知があった日前６０日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）であった者で当該取消しの日から３年を経過しないものを含む。）

⑹　法第７条の４若しくは法第１４条の３の２又は浄化槽法第４１条第２項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第７条の２第３項（法第１４条の２第３項及び法第１４条の５第３項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第３８条第５号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から３年を経過しないもの

⑺　前号に規定する期間内に法第７条の２第３項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第３８条第５号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、前号の通知の日前６０日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは使用人（申請者の使用人で、本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）の代表者その他これに準ずる者で市長が別に定める使用人。以下同じ。）であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の使用人であった者で、当該届出の日から３年を経過しないもの

⑻　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から３年を経過しない者（以下この項において「暴力団員等」という。）

⑼　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が第１号から前号までのいずれかに該当するもの

⑽　法人でその役員又は使用人のうちに第１号から第８号までのいずれかに該当する者のあるもの

⑾　個人で使用人のうちに第１号から第７号までのいずれかに該当する者のあるもの

⑿　暴力団員等がその事業活動を支配する者

申請者は、上記那須塩原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第８条第１項第１号イからリに該当しない者であることを誓約します。

年　　月　　日

住　　所

氏　　名　　㊞

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

別紙②（第４条関係）

（表）

申請者（個人である場合）			
	（ふりがな） 氏　　名	生年月日	本　　籍 住　　所
	（法人である場合）		
	（ふ　り　が　な） 名　　称		住　　所
法定代理人（申請者が未成年者である場合）			
	（ふりがな） 氏　　名	生年月日	本　　籍 住　　所

申請者が法人である場合当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）

（ふりがな） 氏　　名	生年月日 役職名・呼称	本　　籍 住　　所

（裏）

発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において，当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の総数	株	出資の額	

（ふりがな） 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の額 割合	本籍 住所

規則第４条の２に規定する使用人又は第４条の３第７号に規定する市長が別に定める使用人（申請者に当該使用人がある場合）

（ふりがな） 氏　　名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所

備　考

1　該当する者すべて記載することとし，記載しきれないときは，この様式の例により作成した書面に記載して，その書面を添付すること。

（車両表示：例）

土砂等搬入車両

【100 ポイント以上】

○搬入先（小規模特定事業区域）

那須塩原市共墾社１０８－２

【60 ポイント以上】

○許可事業者

㈱なすしおばら土砂

許可番号：那塩指令　第１００号

【30 ポイント以上】

○土砂等搬入事業者

残土運送㈲

【60 ポイント以上】

Ⅴ　条例・規則

那須塩原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成17年条例第147号）	那須塩原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成 17 年規則第 104 号）
改正：平成18年 3月27日　条例第15号 改正：平成22年 3月25日　条例第 9号 改正：平成24年 3月29日　条例第16号 改正：令和 4年 4月 1日　条例第14号	改正：平成18年 7月 1日　規則第58号 改正：平成19年 9月 6日　規則第60号 改正：平成20年11月13日　規則第50号 改正：平成22年 3月30日　規則第20号 改正：平成23年 4月28日　規則第11号 改正：平成23年11月10日　規則第20号 改正：平成25年 2月 5日　規則第 5号 改正：平成25年 5月17日　規則第27号 改正：平成26年11月 5日　規則第34号 改正：平成27年 7月28日　規則第34号 改正：平成28年 5月17日　規則第24号 改正：平成29年 8月 8日　規則第36号 改正：令和 2年 4月 1日　規則第45号 改正：令和 3年 4月 1日　規則第14号 改正：令和 4年 4月 1日　規則第20号 改正：令和 5年 5月26日　規則第39号
（目的） 第１条　この条例は、栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成 10 年栃木県条例第 37 号。以下「県条例」という。）その他の土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止を目的とする法令及び条例（以下「法令等」という。）と相まって、土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、土壌の汚染及び災害の発生を防止し、もって住民の生活の安全を確保するとともに、生活環境の保全を図ることを目的とする。 （定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ⑴　土砂等の埋立て等　土砂等（土砂及びこれに混入し、又は吸着したものをいう。以下同じ。）による土地の埋立て、盛土その他の土地へのたい積（製品の製造又は加工のための原材料のたい積、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第1項に規定する汚染土壌処理施設における土砂等のたい積その他規則で定めるたい積を除く。）を行う行為をいう。 ⑵　小規模特定事業　土砂等の埋立て等に供する区域（宅地造成その他事業の工程の一部において土砂等の埋立て等が行われる場合であって、当該事業を行う区域内の土壌から採取された土砂等を当該事業のために使用するものであるときにあっては、当該事業を行う区域。以下この条において同じ。）以外の場所から採取された土砂等による土砂等の埋立て等を行う事業であって、当該土砂等の埋立て等に供する区域の面積が 1,000 平方メートル以上3,000平方メートル未満であるものをいう。 ⑶　小規模特定事業等　小規模特定事業及び土砂等の埋立て等に供する区域以外の場所から採取された土砂等による土砂等の埋立て等を行う事業であって当該土砂等の埋立て等に供する区域の面積が1,000平方メートル未満であるものをいう。 （事業者の責務） 第３条　事業者は、その事業活動を行うに当たっては、小規模特定事業等による土壌の汚染及び災害の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、市が実施する小規模特定事業等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する施策に協力する責務を有する。	（趣旨） 第１条　この規則は、那須塩原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成17年那須塩原市条例第147号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 （条例第２条第１号の規則で定めるたい積） 第１条の２　条例第 2 条第 1 号の規則で定めるたい積は、次に掲げるものとする。 ⑴　土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 16 条第 1 項に規定する汚染土壌を同法第 17 条に規定する運搬に関する基準に従い保管する場合における当該汚染土壌のたい積 ⑵　汚染された土砂等を処理し、又は積替えのために一時的に保管する施設で市長が指定するものにおいて行う土砂等のたい積 ２　前項第 2 号の規定による指定は、告示してしなければならない。

２　建設工事等に伴い発生する土砂等を排出する者は、小規模特定事業等に使用される土砂等を排出しようとするときは、当該土砂等の汚染状態を確認し、小規模特定事業等による土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を排出することのないように努めなければならない。 ３　土砂等を運搬する事業を行う者は、小規模特定事業等に使用される土砂等を運搬しようとするときは、当該土砂等の汚染状態を確認し、小規模特定事業等による土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を運搬することのないように努めなければならない。	
（土地の所有者の責務） 第４条　土地の所有者は、小規模特定事業等による土壌の汚染及び災害の発生のおそれのある土砂等の埋立て等を行う者に対して当該土地を提供することのないように努めなければならない。	
（市の責務） 第５条　市は、小規模特定事業等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。	
（県及び他の市町村との連携） 第５条の２　市は、県及び他の市町村と連携して土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する施策を効果的に実施するとともに、県が実施する土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する施策について、情報の提供その他の協力を行うものとする。	
（土砂等の安全基準等） 第５条の３　小規模特定事業等に使用される土砂等の安全基準（以下「安全基準」という。）は、規則で定める。 ２　安全基準は、土壌の汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが必要なものとして定めるものとする。 ３　小規模特定事業等を行う者は、安全基準に適合しない土砂等を使用して、土砂等の埋立て等を行ってはならない。	（安全基準） 第１条の３　条例第５条の３第１項の安全基準は、別表第１及び別表第１の２に定めるとおりとする。
（崩落等の防止措置等） 第５条の４　小規模特定事業等を行う者は、当該小規模特定事業等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、又は流出しないように必要な措置を講じなければならない。 ２　市長は、小規模特定事業等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、若しくは流出し、又はこれらのおそれがあると認めるときは、必要に応じ、当該小規模特定事業等を行い、又は行った者に対し、期限を定めて、これらを防止するために必要な措置を講ずるよう指導するものとする。 ３　市長は、前項の規定による指導をした場合において、その指導を受けた者がその指導に従わないときは、その旨及びその指導の内容を公表することができる。	
（小規模特定事業の許可） 第６条　小規模特定事業を行おうとする者は、小規模特定事業に供する区域（以下「小規模特定事業区域」という。）ごとに、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる小規模特定事業については、この限りでない。 ⑴　国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体（以下「国等」という。）が行う小規模特定事業 ⑵　採石法（昭和 25 年法律第 291 号）、砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）その他の法令等に基づき許認可等（許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をい	（公共的団体の範囲） 第２条　条例第６条第１号の規則で定める公共的団体は、次に掲げる者とする。 ⑴　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人都市再生機構、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・

う。以下同じ。）がなされた採取場から採取された土砂等を販売するために一時的に土砂等のたい積を行う小規模特定事業 ⑶　採石法又は砂利採取法に基づき認可がなされた採取計画に従って行う小規模特定事業 ⑷　土壌汚染対策法第 6 条第１項又は第 11 条第 1 項の規定により指定された土地の区域内で行う小規模特定事業 ⑸　非常災害のために必要な応急措置として行う小規模特定事業 ⑹　通常の管理行為、軽易な行為その他の行為として行う小規模特定事業で規則で定めるもの	運輸施設整備支援機構、東日本高速道路株式会社、国立研究開発法人森林研究・整備機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人労働者健康安全機構及び独立行政法人中小企業基盤整備機構 ⑵　地方住宅供給公社法（昭和 40 年法律第 124 号）に基づき設立された地方住宅供給公社 ⑶　地方道路公社法（昭和 45 年法律第 82 号）に基づき設立された地方道路公社 ⑷　公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 47 年法律第 66 号）第 10 条第 1 項の規定により設立された土地開発公社 ⑸　土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 10 条第 1 項の規定により認可された土地改良区及び同法第 77 条第 2 項の規定により認可された土地改良区連合 ⑹　土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 14 条第 1 項の規定により認可された土地区画整理組合 ⑺　地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、土壌の汚染又は災害の発生の防止に関し、地方公共団体と同等以上の審査能力があるものとして市長の認定を受けた者 ２　前項第 7 号の規定による市長の認定を受けようとする者は、公共的団体認定申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。
（小規模特定事業に係る土地所有者の同意） 第６条の２　前条の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る小規模特定事業区域内の土地の所有者に対し、当該申請が、次条第 1 項の規定によるものである場合にあっては同項第 1 号から第 10 号までに掲げる事項を、同条第 2 項の規定によるものである場合にあっては同項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。	（条例第６条第６号の規則で定める小規模特定事業） 第３条　条例第 6 条第 6 号の規則で定める小規模特定事業は、次に掲げるものとする。 ⑴　植樹の用に供する目的で行う小規模特定事業 ⑵　運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で行う小規模特定事業 ⑶　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）に基づく許可を受けた一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設において行う小規模特定事業 （土地所有者の同意） 第３条の２　条例第 6 条の 2（条例第 10 条第 1 項及び条例第 17 条の 2 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による同意は、条例第 6 条の許可の申請が、条例第 7 条第 1 項の規定によるものである場合にあっては小規模特定事業区域内土地使用同意書（様式第 1 号の 2）により、同条第 2 項の規定によるものである場合にあっては小規模特定事業（小規模一時たい積事業）区域内土地使用同意書（様式第１号の 3）によらなければならない。
（許可申請の手続） 第７条　第 6 条の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に小規模特定事業区域を示す図面その他の規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。 ⑴　申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） ⑵　小規模特定事業区域及び小規模特定事業に供する施設（以下「小規模特定事業場」という。）の位置及び面積 ⑶　小規模特定事業の施工を管理する者（以下「現場管理責任者」という。）の氏名 ⑷　小規模特定事業に使用される土砂等の量 ⑸　小規模特定事業の期間 ⑹　小規模特定事業が完了した場合の小規模特定事業区域の構造 ⑺　小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画 ⑻　小規模特定事業区域から小規模特定事業区域以外の地域へ排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置 ⑼　小規模特定事業が施工されている間において、小規模特定事業区域以外の地域への当該小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置 ⑽　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項	（許可の申請） 第４条　条例第 7 条第 1 項の申請書は、小規模特定事業許可申請書（様式第２号）とする。 ２　条例第 7 条第 1 項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。 ⑴　申請者の住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書） ⑵　小規模特定事業場の位置図及び付近の見取図 ⑶　小規模特定事業場の平面図及び断面図（小規模特定事業の施工の前後の構造が確認できるものに限る。） ⑷　小規模特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し ⑸　前条に規定する特定事業区域内土地使用同意書 ⑹　申請者が条例第 8 条第 1 項第 1 号イからリまでに該当しない者であることを誓約する書面 ⑺　申請者が条例第 8 条第 1 項第 1 号ヘに規定する未成年者又は第 4 条の 3 第 9 号に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面 ⑻　申請者が法人である場合には、条例第 8 条第 1 項第 1 号トに規定する役員又は第 4 条の 3 第 10 号に規定する役員の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面

2　前項の規定にかかわらず、第 6 条の許可を受けようとする小規模特定事業が他の場所への搬出を目的として土砂等のたい積を行う小規模特定事業（以下「小規模一時たい積事業」という。）である場合にあっては、当該許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に小規模特定事業区域を示す図面その他の規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。 ⑴　前項第 1 号から第 3 号まで、第 5 号及び第 8 号に掲げる事項 ⑵　年間の小規模特定事業に使用される土砂等の搬入予定量及び搬出予定量 ⑶　小規模特定事業に供する施設及び土砂等のたい積の構造 ⑷　前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項 （申請の制限） 第７条の２　第 6 条の許可を受けようとする者は、小規模特定事業の期間について 3 年を超えて申請することができない。 （許可の基準） 第８条　市長は、第 6 条の許可の申請が第 7 条第 1 項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第 6 条の許可をしてはならない。 ⑴　申請者が次のいずれにも該当しないこと。 イ　この条例、県条例又は栃木県生活環境の保全等に関する条例（平成 16 年栃木県条例第 40 号）の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者 ロ　第 19 条第 1 項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から 3 年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る那須塩原市行政手続条例（平成 17 年那須塩原市条例第 13 号）第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。以下この号において同じ。）であった者で当該取消しの日から 3 年を経過しない者を含む。）。ただし、申請者が第 19 条第 1 項第 2 号又は第 7 号に該当することにより当該許可を取り消された者である場合は、この限りでない。 ハ　第 19 条第 1 項の規定により小規模特定事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者 ニ　第 20 条の規定による必要な措置を完了していない者	⑼　申請者が法人である場合において、発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面 ⑽　申請者に次条又は第 4 条の 3 第 7 号に規定する使用人がある場合には、その者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面 ⑾　小規模特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書 ⑿　土質試験等に基づく土砂等の埋立て等の構造の安定計算（以下「安定計算」という。）を行った場合にあっては、当該安定計算を記載した書面 ⒀　擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の断面図及び背面図 ⒁　鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書 ⒂　小規模特定事業の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置を記載した書面（様式第 3 号） ⒃　小規模特定事業が法令等に基づく許認可等を要する行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書面 ⒄　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 3　条例第 7 条第 2 項の申請書は、小規模特定事業（小規模一時たい積事業）許可申請書（様式第 4 号）とする。 4　条例第 7 条第 2 項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。 ⑴　第 2 項第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 6 号から第 10 号まで、第 15 号及び第 16 号に掲げる書類 ⑵　前条に規定する小規模特定事業（小規模一時たい積事業）区域内土地使用同意書 ⑶　小規模特定事業場の平面図及び断面図（土砂等のたい積が最大となった場合の当該たい積の構造が確認できるものに限る。） ⑷　前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

ホ　小規模特定事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 へ　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がイからホまでのいずれかに該当するもの ト　法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにイからホまでのいずれかに該当する者のあるもの チ　個人で規則で定める使用人のうちにイからホまでのいずれかに該当する者のあるもの リ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 14 条第 5 項第 2 号イからへまでに掲げる者のうち規則で定めるもの ⑵　第 6 条の 2 に規定する同意を得ていること。 ⑶　小規模特定事業が 3 年以内に完了するものであること。	（使用人） 第４条の２　条例第 8 条第 1 項第 1 号ト及びチの規則で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。 ⑴　本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所） ⑵　前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、土砂等の埋立て等に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの （条例第 8 条第 1 項第 1 号リの規則で定めるもの） 第４条の３　条例第 8 条第 1 項第 1 号リの規則で定めるものは、次に掲げる者とする。 ⑴　精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 ⑵　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ⑶　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者 ⑷　法、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）、騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）、悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）、振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成 4 年法律第 108 号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号）若しくはこれらの法律に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。第 32 条の 3 第 7 項及び第 32 条の 11 第 1 項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正 15 年法律第 60 号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しないもの ⑸　法第 7 条の 4 第 1 項（同項第 4 号に係る部分を除く。）若しくは第 2 項若しくは法第 14 条の 3 の 2 第 1 項（同項第 4 号に係る部分を除く。）若しくは第 2 項（これらの規定を法第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第 41 条第 2 項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から 3 年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（法第 7 条の 4 第 1 項第 3 号又は法第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号（法第 14 条の 6 において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条において同じ。）であった者で当該取消しの日から 3 年を経過しないものを含む。）

	⑹　法第７条の４若しくは法第 14 条の３の２（法第 14 条の６において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第 41 条第 2 項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第７条の２第３項（法第 14 条の２第３項及び法第 14 条の５第３項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第 38 条第 5 号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から３年を経過しないもの ⑺　前号に規定する期間内に法第７条の２第３項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第 38 条第 5 号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、前号の通知の日前 60 日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは使用人（申請者の使用人で、本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）の代表者その他これに準ずる者で市長が別に定める使用人。以下同じ。）であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の使用人であった者で、当該届出の日から３年を経過しないもの ⑻　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 3 年を経過しない者（以下この項において「暴力団員等」という。） ⑼　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が第１号から前号までのいずれかに該当するもの ⑽　法人でその役員又は使用人のうちに第１号から第８号までのいずれかに該当する者のあるもの ⑾　個人で使用人のうちに第１号から第８号までのいずれかに該当する者のあるもの ⑿　暴力団員等がその事業活動を支配する者 （許可等の決定） 第４条の４　市長は、条例第７条第１項又は第２項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、許可又は不許可の決定をするものとする。 ２　市長は、前項の規定により許可又は不許可の決定をしたときは、小規模特定事業（小規模一時たい積事業）（変更・譲受け）許可通知書（様式第２号の２）又は小規模特定事業（小規模一時たい積事業）（変更・譲受け）不許可通知書（様式第２号の３）により、申請者に通知するものとする。
⑷　小規模特定事業が完了した場合において、当該小規模特定事業に使用された土砂等の堆積の構造が、小規模特定事業区域以外の地域への当該土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。 ⑸　小規模特定事業区域から小規模特定事業区域以外の地域へ排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置が図られて	（構造上の基準） 第５条　条例第８条第１項第４号の規則で定める構造上の基準は、別表第２に定めるとおりとする。

いること。 ⑹　小規模特定事業が施工されている間において、小規模特定事業区域以外の地域への当該小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られていること。 ⑺　土砂等の埋立て等に用いる土砂等が改良土（土砂（泥土を含む。）又は建設汚泥にセメント又は石灰を混合し、化学的に処理したものをいう。）でないこと。 ⑻　土砂等の埋立て等に用いる土砂等の発生場所が栃木県内であって、当該発生場所から直接に搬入されるものであること。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。 ２　市長は、第６条の許可の申請が第７条第２項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第 6 条の許可をしてはならない。 ⑴　前項各号（第４号及び第６号を除く。）の規定に適合するものであること。 ⑵　小規模特定事業場の構造が、当該小規模特定事業場の区域以外の地域への小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。 ３　第 6 条の許可の申請が、法令等に基づく許認可等を要する行為に係るものであって、当該行為について、当該法令等により土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られているものとして規則で定める行為に係るものである場合にあっては、第１項第４号及び第６号並びに前項第２号の規定は、適用しない。 （許可の条件） 第９条　市長は、住民の生活の安全を確保し、又は生活環境を保全するために必要があると認めるときは、第 6 条の許可に条件を付することができる。 （変更の許可等） 第１０条　第６条の許可を受けた者は、第７条第１項各号又は第２項各号に掲げる事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。この場合においては、第６条の２の規定を準用する。 ２　前項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。 ⑴　申請者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) ⑵　変更の内容及び理由 ⑶　前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項 ３　第１項の許可を受けようとする者は、第６条の許可に係る小規模特定事業の期間を変更する場合にあっては、当該許可に係る小規模特定事業の期間が満了する日から起算して 1 年を超えた日を当該変更後の小規模特定事業の期間が満了する日とすることができない。 ４　第６条の許可を受けた者は、第１項の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。 ５　前２条の規定は、第１項の許可について準用する。	２　条例第８条第２項第２号の規則で定める構造上の基準は、別表第３に定めるとおりとする。 （構造上の基準に係る適用除外） 第６条　条例第８条第３項の規則で定める行為は、別表第４に掲げる行為とする。 （変更の許可の申請等） 第７条　条例第10条第１項の規則で定める軽微な変更は、申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、小規模特定事業に使用される土砂等の量（土砂等のたい積の構造の変更を伴わないものに限る。）又は採取場所若しくは搬入計画又は現場管理責任者の変更とする。 ２　条例第10条第２項の申請書は、小規模特定事業変更許可申請書（様式第５号）とする。 ３　条例第10条第２項の規則で定める書類は、第４条第２項各号及び第４項各号に掲げる書類のうち変更に係る書類とする。 ４　条例第10条第４項の規定による届出は、小規模特定事業変更届（様式第６号）を提出して行わなければならない。 （変更の許可等の決定）

	第７条の２　第４条の４の規定は、条例第１０条第２項に規定する申請について準用する。
（土砂等の搬入の届出） 第１１条　第 6 条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、当該土砂等の採取場所ごとに、当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び当該土砂等が安全基準に適合しているかどうかを確認するために必要な書面で規則で定めるものを添付して市長に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、当該土砂等が安全基準に適合しているかどうかを確認するために必要な書面で規則で定めるものの添付は、これを省略することができる。 ⑴　当該土砂等が、国等が行う事業により採取された土砂等である場合であって、安全基準に適合していることについて事前に市長の承認を受けたものであるとき。	（土砂等の搬入の届出） 第８条　条例第 11 条の規定による届出は、土砂等の量が 5，000 立方メートルまでごとに、土砂等搬入届（様式第 7 号）を提出して行わなければならない。 2　条例第 11 条の当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、当該土砂等の採取場所の責任者が発行した土砂等発生元証明書（様式第 8 号）とする。 3　条例第 11 条の当該土地等が安全基準に適合しているかどうかを確認するために必要な書面で規則で定めるものは、搬入しようとする土砂等に係る地質分析の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに検査試料採取調書（様式第 9 号）及び計量証明書（計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 110 条の 2 第 1 項の規定による証明書をいう。以下同じ。）とする。 4　前項の搬入しようとする土砂等に係る計量証明書を作成するために行う当該土砂等の地質分析は、それぞれ別表第 1 に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行われなければならない。
⑵　当該土砂等が、採石法、砂利採取法その他の法令等に基づき許認可等がなされた採取場から採取された土砂等である場合であって、当該採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものが添付されたとき。 ⑶　前 2 号に掲げるもののほか、当該土砂等について、土壌の汚染のおそれがないと市長が認めた場合	5　条例第 11 条第 2 号の当該採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、当該土砂等に係る売渡証明書その他の当該土砂等を譲渡したことを証する書面とする。
（土砂等管理台帳の作成等） 第１２条　第 6 条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模特定事業に使用された土砂等について、採取場所ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した土砂等管理台帳を作成しなければならない。 ⑴　当該許可に係る小規模特定事業区域に搬入された土砂等の採取場所からの運搬手段 ⑵　当該許可に係る小規模特定事業区域に搬入された土砂等の 1 日当たりの量 ⑶　当該許可（小規模一時たい積事業に係るものに限る。）に係る小規模特定事業区域から搬出された土砂等の 1 日当たりの量及び搬出先ごとの内訳	（土砂等管理台帳等） 第９条　条例第 12 条第 1 項の土砂等管理台帳は、条例第 7 条第 1 項によるものである場合にあっては、土砂等管理台帳（様式第 10 号）とし、条例第 7 条第 2 項によるものである場合にあっては、土砂等管理台帳（小規模一時たい積事業用）（様式第 11 号）とする。
⑷　前 3 号に定めるもののほか、規則で定める事項	2　条例第 12 条第 1 項第 4 号の規則で定める事項は、次の各号によるものとする。 ⑴　小規模特定事業の許可を受けた者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） ⑵　小規模特定事業の許可の番号 ⑶　小規模特定事業の位置及び小規模特定事業区域の面積 ⑷　現場管理責任者の氏名 ⑸　小規模特定事業に使用される土砂等の量（小規模特定事業が小規模一時たい積事業にあっては、年間の当該小規模特定事業に使用される土砂等の搬入量及び搬出量） ⑹　小規模特定事業の期間 ⑺　小規模特定事業に使用される土砂等の採取場所及び当該採取場所の事業者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） ⑻　小規模特定事業に使用される土砂等の採取に係る工事等の内容及び当該工事等の責任者の氏名
2　第 6 条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、定期的に、前項の規定による土砂等管理台帳の写しを添付して、当該	3　条例第 12 条第 2 項の規定による報告は、小規模特定事業を開始した日から 6 月ごとに当該 6 月を経過した日から 2 週間以内（小

許可に係る小規模特定事業に使用された土砂等の量等を市長に報告しなければならない。	規模特定事業を完了し、廃止し、又は休止したときは、条例第 16 条第 1 項又は条例第 17 条第 2 項の規定による届出の時）に、小規模特定事業状況報告書（様式第 12 号）を提出して行わなければならない。 4　小規模特定事業が小規模一時たい積事業である場合にあっては、条例第 12 条第 2 項の規定による報告は、前項の規定にかかわらず、特定事業を開始した日から 3 月ごとに当該 3 月を経過した日から 2 週間以内（小規模特定事業を完了し、廃止し、又は休止したときは、条例第 16 条第 1 項又は条例第 17 条第 2 項の規定による届出の時）に、小規模特定事業（小規模一時たい積事業）状況報告書（様式第 13 号）を提出して行わなければならない。
（水質検査等） 第１３条　第 6 条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模特定事業が施工されている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該許可に係る小規模特定事業区域から当該小規模特定事業区域以外の地域へ排出される水の水質検査を行わなければならない。ただし、気象条件その他のやむを得ない事由により当該水質検査を行うことができないときは、当該小規模特定事業区域の土壌についての地質検査を行うことによって、当該水質検査に代えることができる。 2　第 6 条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模特定事業を完了し、又は廃止したときは、規則で定めるところにより、当該許可に係る小規模特定事業区域から当該小規模特定事業区域以外の地域へ排出される水の水質検査及び当該小規模特定事業区域の土壌についての地質検査を行わなければならない。ただし、当該水質検査を行うことができないと市長が認めたとき、又は当該地質検査を行う必要がないと市長が認めたときは、当該水質検査又は地質検査は、これを省略することができる。	（水質検査） 第１０条　条例第 13 条第 1 項の規定による水質検査は、小規模特定事業を開始した日から 6 月ごとに試料を採取し、次の各号に掲げる項目の区分に応じ、当該各号に定める方法により行わなければならない。 ⑴　別表第 1 に掲げる項目　土壌の汚染に係る環境基準について（平成 3 年環境庁告示第 46 号）付表に定める方法により検液を作成し、当該項目ごとに環境庁長官が定める排水基準に係る検定方式（昭和 49 年環境庁告示第 64 号。以下「昭和 49 年告示」という。）に定める測定方法により行うこと。 ⑵　水素イオン濃度及び浮遊物質量　昭和 49 年告示に定める測定方法により行うこと。 2　小規模特定事業が小規模一時たい積事業である場合にあっては、条例第 13 条第 1 項の規定による水質検査は、前項の規定にかかわらず、小規模特定事業を開始した日から 3 月ごとに試料を採取し、前項各号に掲げる項目の区分に応じ、当該各号に定める方法により行わなければならない。 3　条例第 13 条第 2 項の規定による水質検査は、市長の指定する職員の立会いの上、市長が指定する期日に試料を採取し、第 1 項各号に掲げる項目の区分に応じ、当該各号に定める方法により行わなければならない。 （地質検査） 第１１条　条例第 13 条第 1 項ただし書の規定による地質検査は、小規模特定事業を開始した日から 6 月ごとに、次に掲げる方法により行わなければならない。 ⑴　地質検査のための試料とする土砂等の採取は、小規模特定事業区域の中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる 2 直線上の当該中央地点から 5 メートルから 10 メートルまでの 4 地点（当該地点がない場合にあっては、中央地点を交点に直角に交わる 2 直線上の当該中央地点と当該区域の境界との中間の 4 地点）の土壌について行うこと。 ⑵　前号の規定により採取する土砂等は、それぞれの採取地点において等量とし、採取後混合し、1 試料とすること。 ⑶　地質検査は、前号の規定により作成された試料について、別表第 1 に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行うこと。 2　小規模特定事業が小規模一時たい積事業である場合にあっては、条例第 13 条第 1 項ただし書の規定による地質検査は、前項の規定にかかわらず、小規模特定事業を開始した日から 3 月ごとに、前項各号に掲げる方法により行わなければならない。 3　条例第 13 条第 2 項の規定による地質検査は、市長の指定する職員の立会いの上、市長が指定する期日に、第 1 項各号に掲げる方法により行わなければならない。 （水質検査等の報告）

３　第６条の許可を受けた者は、第１項又は前項の規定による検査を行ったときは、規則で定めるところにより、当該検査の結果を市長に報告しなければならない。

第１２条　条例第13条第３項の規定による報告は、次の表の左欄に掲げる検査の区分に応じ、同表の中欄に掲げる時期に、それぞれ小規模特定事業水質検査等報告書（様式第14号）に同表の右欄に掲げる書類を添付して行わなければならない。

検査	提出時期	添付書類
１　第10条第１項の水質検査	小規模特定事業を開始した日から６月ごとに当該６月を経過した日から２週間以内	当該検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第10条第１項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書
２　第10条第２項の水質検査	小規模特定事業を開始した日から３月ごとに当該３月を経過した日から２週間以内	当該検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第10条第２項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書
３　第10条第３項の水質検査	市長が別に指定する日	当該検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第10条第３項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書
４　第11条第１項の地質検査	小規模特定事業を開始した日から６月ごとに当該６月を経過した日から２週間以内	当該検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第11条第１項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書
５　第11条第２項の地質検査	小規模特定事業を開始した日から３月ごとに当該３月を経過した日から２週間以内	当該検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第11条第２項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書

6　第11条第3項の地質検査	市長が別に指定する日	当該検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第11条第3項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書

４　第６条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模特定事業区域の土壌中に安全基準に適合しない土砂等があることを確認したときは、直ちに、その旨を市長に報告しなければならない。

第１３条の２　第６条の許可を受けた者は、当該許可の内容を当該小規模特定事業場の周辺住民その他の利害関係を有する者に周知させるように努めなければならない。

（関係書類の縦覧）

第１４条　第６条の許可を受けた者は、市長が指定する場所において、当該小規模特定事業が施工されている間、当該小規模特定事業に関しこの条例の規定により市長に提出した書類の写し及び第12条第１項の規定による土砂等管理台帳を周辺住民その他の利害関係を有する者の縦覧に供しなければならない。

（標識の掲示等）

第１５条　第６条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模特定事業場の見やすい場所に、規則で定めるところにより、その氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

２　第６条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模特定事業区域と小規模特定事業区域以外の地域との境界にその境界を明らかにする表示を行わなければならない。

（標識）

第１３条　条例第15条第１項の規定による標識の掲示は、小規模特定事業が施工されている間、土砂等の埋立て等に関する標識（様式第15号）により行わなければならない。

２　条例第15条第１項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

⑴　許可年月日及びその番号

⑵　小規模特定事業の目的

⑶　小規模特定事業場の所在地

⑷　小規模特定事業を行う者の氏名、住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）及び電話番号

⑸　現場管理責任者の氏名

⑹　小規模特定事業の期間

⑺　小規模特定事業区域の面積

⑻　小規模特定事業に使用される土砂等の採取場所及び搬入予定量（小規模一時たい積事業にあっては、土砂等の年間の搬入予定量及び搬出予定量）

⑼　小規模特定事業場の見取図

（土砂等の搬入車両への表示）

第１５条の２　第６条の許可を受けた者は、車両を使用し、当該許可に係る小規模特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、当該小規模特定事業に係る土砂等の搬入の用に供する車両である旨その他の規則で定める事項を当該車両の見やすい箇所に表示しなければならない。

（車両への表示）

第１３条の２　条例第15条の２の規定による車両への表示は、識別しやすい色の文字で表示するものとし、次項第１号に掲げる事項については日本産業規格Z8305に規定する100ポイント以上の大きさの文字、同項第２号、第３号及び第５号に掲げる事項については日本産業規格Z8305に規定する60ポイント以上の大きさの文字及び数字、同項第４号に掲げる事項については日本産業規格Z8305に規定する30ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて表示しなければならない。

２　条例第15条の２の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

⑴　小規模特定事業に係る土砂等の搬入の用に供する車両である旨

⑵　小規模特定事業区域の所在地

⑶　小規模特定事業の許可を受けた者の氏名（法人にあっては、名称）

⑷　小規模特定事業の許可の番号

⑸　小規模特定事業区域に土砂等を搬入する者の氏名（法人にあ

（小規模特定事業の完了等）

第１６条　第６条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模特定事業を完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

２　市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る小規模特定事業による土壌の汚染がないかどうか及び当該届出に係る小規模特定事業区域が第６条の許可の内容に適

合しているかどうかについて確認し、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。

3　前項の規定により、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第 1 項の規定による届出に係る小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

（小規模特定事業の廃止等）

第１７条　第 6 条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模特定事業を廃止し、又は休止しようとするときは、当該小規模特定事業の廃止又は休止後の当該小規模特定事業による土壌の汚染及び当該小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2　第 6 条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模特定事業を廃止したとき、又は 2 月以上休止しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

3　前項の規定による廃止の届出があったときは、第 6 条の許可は、その効力を失う。

4　市長は、第 2 項の規定による廃止の届出があったときは、速やかに、当該届出に係る小規模特定事業による土壌の汚染がないかどうか及び当該小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられているかどうかについて確認し、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。

5　前項の規定により、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第 2 項の規定による廃止の届出に係る小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

（譲受け）

第１７条の２　第 6 条の許可を受けた者から当該許可に係る小規模特定事業を譲り受けようとする者は、市長の許可を受けなければならない。この場合においては、第6条の2の規定を準用する。

2　前項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

⑴　申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

⑵　譲受けの相手方の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

⑶　譲り受けようとする小規模特定事業の許可年月日及びその番号

⑷　前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3　第8条第1項（第1号及び第2号に係る部分に限る。）及び第9条の規定は、第1項の許可について準用する。

4　第 1 項の許可を受けて小規模特定事業を譲り受けた者は、当該小規模特定事業に係る第 6 条の許可を受けた者の地位を承継する。

っては、名称）

（小規模特定事業の完了の届出）

第１４条　条例第16条第1項の規定による届出は、小規模特定事業を完了した日から 15 日以内に、小規模特定事業完了届（様式第16号）を提出して行わなければならない。

（小規模特定事業の廃止等の届出）

第１５条　条例第17条第2項の規定による届出は、小規模特定事業を廃止した場合にあっては、当該小規模特定事業を廃止した日から30 日以内に、小規模特定事業を 2 月以上休止しようとする場合にあってはあらかじめ、小規模特定事業廃止（休止）届（様式第17号）を提出して行わなければならない。

（譲受けの許可の申請）

第１５条の２　条例第17条の2第2項に規定する申請書は、小規模特定事業譲受け許可申請書（様式第18号）とする。

2　条例第17条の2第2項の規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

⑴　申請者の住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書）

⑵　小規模特定事業場の位置図及び付近の見取図

⑶　小規模特定事業区域内土地使用同意書（小規模特定事業が小規模一時たい積事業にあっては、小規模特定事業（小規模一時たい積事業）区域内土地使用同意書）

⑷　申請者が条例第 8 条第 1 項第 1 号イからリまでに該当しない者であることを誓約する書面

⑸　第4条第2項第7号から第10号に規定する書面

⑹　申請者が法人である場合には、条例第 8 条第 1 項第 1 号トに規定する役員又は第4条の3第10号に規定する役員の氏名、成年月日、本籍地及び住所を記載した書面

⑺　申請者が法人である場合において、発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面

⑻　申請者に第4条の2又は第4条の3第7号に規定する使用人がある場合には、その者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面

⑼　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（譲受けの許可等の決定）

第１５条の３　第４条の４の規定は、条例第１７条の２第２項に規定する申請について準用する。（相続の届出）

第１６条　条例第18条第2項の規定による届出は、小規模特定事業

（相続） 第１８条　第 6 条の許可を受けた者について相続があったときは、相続人（相続人が 2 人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）は、当該許可を受けた者の地位を承継する。 ２　前項の規定により第 6 条の許可を受けた者の地位を承継した者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その事実を証する書面を添付して、その旨を市長に届け出なければならない。 （許可の取消し等） 第１９条　市長は、第 6 条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は 6 月以内の期間を定めて当該許可に係る小規模特定事業の停止を命ずることができる。 ⑴　不正の手段により第 6 条又は第 10 条第 1 項又は第 17 条の 2 第 1 項の許可を受けたとき。 ⑵　第 6 条の許可に係る土砂等の埋立て等を引き続き 1 年以上行っていないとき。 ⑶　第 8 条第 1 項第 1 号イからリまでに掲げる者のいずれかに該当するに至ったとき。 ⑷　第 9 条（第 10 条第 5 項及び第 17 条の 2 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付した条件に違反したとき。 ⑸　第 10 条第 1 項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。 ⑹　第 11 条から第 15 条の 2 までの規定に違反したとき。 ⑺　前条第 1 項の規定により第 6 条の許可を受けた者の地位を承継した者が当該地位を承継した際、第 8 条第 1 項第 1 号イからリまでに掲げる者のいずれかに該当するとき。 ⑻　次条第 1 項、第 3 項又は第 4 項の規定による命令に違反したとき。 ２　前項の規定により第 6 条の許可の取消しを受けた者（当該取消しに係る小規模特定事業について次条第 3 項又は第 4 項の規定による命令を受けた者を除く。）は、当該取消しに係る小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。 （措置命令） 第２０条　市長は、小規模特定事業等において、安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、速やかに当該土砂等及び当該小規模特定事業等が行われ、又は行われた場所の土壌に係る情報を住民に提供するとともに、当該小規模特定事業等を行い、又は行った者に対し、期限を定めて、当該小規模特定事業等に使用された土砂等（当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。）の全部若しくは一部を撤去し、又は当該小規模特定事業等による土壌の汚染を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 ２　市長は、小規模特定事業において、安全基準に適合しない土砂等が小規模特定事業区域に搬入され、又は使用されていることを確認したときは、次の各号に掲げる者に対しても、期限を定めて、当該小規模特定事業に係る小規模特定事業区域に搬入され、又は当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等（当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。）の全部若しくは一部を撤去し、又は当該小規模特定事業による土壌の汚染を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができ	相続届（様式第 19 号）を提出して行わなければならない。

る。 ⑴　当該土砂等を当該小規模特定事業区域に搬入した者（前項に規定する者を除く。） ⑵　前項に規定する者に対して、当該土砂等の埋立て等をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は当該土砂等の埋立て等をすることを助けた者 ３　市長は、小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該小規模特定事業を行う第 6 条の許可を受けた者（第 10 条第 1 項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更した者を除く。）に対し、当該小規模特定事業を一時停止し、又は当該小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 ４　市長は、第 6 条又は第 10 条第 1 項の規定に違反して小規模特定事業を行った者に対し、期限を定めて、当該小規模特定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 ５　市長は、第 16 条第 3 項、第 17 条第 5 項又は前条第 2 項の規定に違反した者に対し、期限を定めて、その小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 （公表） 第２０条の２　市長は、前条の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、その旨及びその命令の内容を公表することができる。この場合において、市長は、あらかじめ、当該命令を受けた者に対し、公表の理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。 （関係書類の保存） 第２１条　第 6 条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模特定事業について第 16 条第 1 項の規定による完了の届出若しくは第 17 条第 2 項の規定による廃止の届出をした日又は第 19 条第 1 項の規定による許可の取消しを受けた日から 5 年間、当該小規模特定事業に関しこの条例の規定により市長に提出した書類の写しを保存しなければならない。 （現場管理責任者の義務等） 第２１条の２　現場管理責任者は、小規模特定事業の施工に伴う土壌の汚染及び災害の発生の防止に関し規則で定める職務を誠実に行われなければならない。 ２　小規模特定事業の施工に従事する者は、現場管理責任者がその職務を行うために必要があると認めてする指示に従わなければならない。 （小規模特定事業に係る土地所有者の義務） 第２１条の３　第 6 条の 2（第 10 条第 1 項及び第 17 条の 2 第 1 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る小規模特定事業による	（現場管理責任者の職務） 第１６条の２　条例第 21 条の 2 第 1 項の規則で定める現場管理責任者の職務は、次に掲げるとおりとする。 ⑴　小規模特定事業場において、小規模特定事業に使用される土砂等の量及び当該土砂等が条例第 11 条の規定による届出に係るものであることを確認し、そのことについて記録すること。 ⑵　小規模特定事業区域から特定事業区域以外の地域へ排出される水の汚染状態を測定するために講じられた措置を保持すること。 ⑶　小規模特定事業場以外の地域へ小規模特定事業に使用された土砂等が崩落、飛散又は流出しないように小規模特定事業の施工を管理すること。 ⑷　小規模特定事業に伴う土壌の汚染又は災害が発生した場合に、その原因を調査し、及びその対策を講じること。 （土地所有者による小規模特定事業の施工状況の把握） 第１６条の３　条例第 21 条の 3 第 1 項の規定による小規模特定事業の施工の状況の把握は、当該施工に係る小規模特定事業場において、毎月 1 回以上、当該特定事業場において土壌の汚染又は災害の発生がないかどうか及びこれらのおそれがないかどうか自ら確認することにより行われなければならない。ただし、当該小規模特定事業場において、自ら確認することが困難な事情がある場合は、他の者に確認させることにより行うことができる。

土壌の汚染及び災害の発生を防止するため、当該小規模特定事業が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該小規模特定事業の施工の状況を把握しなければならない。 ２　第６条の２の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る小規模特定事業により土壌が汚染され、若しくは災害が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該小規模特定事業を行う者に対し、当該小規模特定事業の中止、原状回復その他の必要な措置を求めるとともに、その旨を市長に通報しなければならない。	
（立入検査等） 第２２条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等を行う者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に土砂等の埋立て等を行う者の事務所、事業場その他その土砂等の埋立て等を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。 ２　前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。 ３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	（身分を示す証明書） 第１７条　条例第22条第２項に規定する証明書は、身分証明書（様式第20号）とする。
（手数料） 第２３条　第６条、第10条第１項又は第17条の２第１項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。 ⑴　第６条の許可の申請　１件につき　26,000円 ⑵　第10条第１項の変更の許可の申請　１件につき　16,500円 ⑶　第17条の２第１項の譲受けの許可の申請　１件につき　16,500円 （規則への委任） 第２４条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 （罰則） 第２５条　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 ⑴　第19条第１項又は第20条第１項から第５項までの規定による命令に違反した者 ⑵　第６条、第10条第１項又は第17条の２第１項の規定に違反して小規模特定事業を行った者 第２６条　次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。 ⑴　第11条の規定に違反して、届出をしないで土砂等の搬入をし、又は虚偽の届出をした者 ⑵　第12条第１項の規定に違反して、土砂等管理台帳を作成せず、又は同項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者 ⑶　第12条第２項又は第13条第３項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 ⑷　第13条第１項又は第２項の規定による検査を行わなかった者 ⑸　第22条第１項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者	（書類等の提出） 第１８条　条例及びこの規則の規定により市長に提出すべき書類の部数は、２部とする。

⑹　第 22 条第 1 項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者 第２７条　次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。 ⑴　第 10 条第 4 項、第 16 条第 1 項、第 17 条第 2 項又は第 18 条第 2 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 ⑵　第 21 条の規定に違反した者 （両罰規定） 第２８条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関して前 3 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。 附　則 （施行期日） 1　この条例は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。 （経過措置） 2　この条例の施行の日の前日までに、合併前の黒磯市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成 11 年黒磯市条例第 21 号）、西那須野町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成 11 年西那須野町条例第 17 号）又は塩原町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成 11 年塩原町条例第 9 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。 3　この条例の施行の日の前日までにした合併前の条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 附　則（平成 18 年 3 月 27 日条例第 15 号） （施行期日） 1　この条例は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。 （経過措置） 2　改正後の那須塩原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（以下「新条例」という。）の規定中新小規模特定事業（新条例第 2 条第 2 号に規定する事業をいう。以下同じ。）の許可等に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第 7 条の規定により申請がなされた新小規模特定事業について適用し、施行日前に改正前の那須塩原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（以下「旧条例」という。）第 7 条の規定により申請がなされた小規模特定事業（旧条例第 2 条第 2 号に規定する事業をいう。）については、なお従前の例による。 3　この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 附　則（平成 22 年 3 月 25 日条例第 9 号） この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。 附　則（令和４年３月 24 日条例第 14 号） この条例は、令和４年４月１日から施行する。	附　則 （施行期日） 1　この規則は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。 （経過措置） 2　この規則の施行の日の前日までに、合併前の黒磯市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成 11 年黒磯市規則第 17 号）、西那須野町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成 11 年西那須野町規則第 11 号）又は塩原町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成 12 年塩原町規則第 22 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。 附　則（平成 18 年 7 月 1 日規則第 58 号） （施行期日） 1　この規則は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定及び別表第 4 の改正規定は、公布の日から施行する。 （経過措置） 2　この規則の施行の際現に発効されている改正前の那須塩原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第 8 条第 3 項の規定による地質分析結果証明書及び旧規則第 12 条の表第 1 項中の排水汚染状況測定結果証明書は、改正後の那須塩原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第 8 条第 3 項の規定による計量証明書とみなす。 3　新規則別表第 2 の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に那須塩原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（以下「条例」という。）第 7 条の規定により申請がなされた小規模特定事業（条例第 2 条第 2 号に規定する事業をいう。以下同じ。）について適用し、施行日前に条例第 7 条の規定により申請がなされた小規模特定事業については、なお従前の例による。 4　施行日前に旧規則の規定により調整された諸用紙は、この規則の施行の際現に残存するものに限り、当分の間、所要の補正をして使用することができる。 附　則（平成 19 年 9 月 6 日規則第 60 号） この規則は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。 附　則（平成 20 年 11 月 13 日規則第 50 号） この規則は、公布の日から施行する。 附　則（平成 22 年 3 月 30 日規則第 20 号） この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。 附　則（平成 23 年 4 月 28 日規則第 11 号） （施行期日） 1　この規則は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。 （経過措置） 2　この規則の施行前にされた那須塩原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（以下「条例」と

	いう。）第6条の許可（第7条第1項に係るものに限る。次項において同じ。）、第10条第1項の許可又は第17条の2第1項の許可の申請であって、この規則の施行の際、許可又は不許可の処分がなされていないものに係る許可の基準については、なお従前の例による。 3　この規則の施行の際現に条例第 6 条の許可を受けている者に対する当該許可の取消し又は当該許可に係る小規模特定事業（条例第2条第2号に規定する小規模特定事業をいう。）の停止命令であって、この規則の施行前に生じた事由によるものの基準については、なお従前の例による。 附　則（平成23年11月10日規則第20号） この規則は、公布の日から施行する。 附　則（平成25年2月5日規則第5号） この規則は、公布の日から施行する。 附　則（平成25年5月17日規則第27号） この規則は、公布の日から施行する。 附　則（平成26年11月5日規則第34号） この規則は、公布の日から施行する。 附　則（平成27年7月28日規則第34号） この規則は、公布の日から施行する。 附　則（平成28年5月17日規則第24号） この規則は、公布の日から施行する。 附　則（平成29年8月8日規則第36号） （施行期日） 1　この規則は、公布の日から施行する。 （経過措置） 2　この規則による改正後の那須塩原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則別表第1の規定は、この規則の施行の日以後に地質検査又は水質検査の試料とするために採取された土砂等（那須塩原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成17年那須塩原市条例第 147 号）第2条第1号に規定する土砂等をいう。以下同じ。）又は水について適用し、同日前に地質検査又は水質検査の試料とするために採取された土砂等又は水については、なお従前の例による。 附　則（令和2年3月31日規則第45号） この規則は、令和2年4月1日から施行する。 附　則（令和3年2月24日規則第14号） （施行期日） 1　この規則は、令和3年4月1日から施行する。 （経過措置） 2　この規則による改正後の那須塩原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則別表第1の規定は、この規則の施行の日以後に地質検査又は水資質検査の試料とするために採取された土砂等（那須塩原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成17年那須塩原市条例第 147 号）第2条第1項に規定する土砂等をいう。以下同じ。）又は水について適用し、同日前に地質検査又は水質検査の試料とするために採取された土砂等又は水については、なお従前の例による。 附　則（令和4年3月24日規則第20号） この規則は、令和4年4月1日から施行する。 附　則（令和5年5月2日規則第39号） （施行期日） 1　この規則は、令和5年5月26日から施行する。 （経過措置） 2　宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第 55 号）による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）

第８条第１項の規定による許可を受けた行為に対するこの条例による改正後の別表第４の規定の適用については、なお従前の例による。

別表第１（第１条の３関係）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液 1 リットルにつき 0.003 ミリグラム以下	日本産業規格Ｋ0102（以下「規格」という。）55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格K0102 の 38 に定める方法（規格K0102 の 38.1.1 に定める方法を除く。）
有機燐	検液中に検出されないこと。	昭和 49 年告示付表 1 に掲げる方法又は規格K0102 の 31.1 に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、昭和 49 年告示付表 2 に掲げる方法）
鉛	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	規格K0102 の 54 に定める方法
六価クロム	検液 1 リットルにつき 0.05 ミリグラム以下	規格K0102 の 65.2 に定める方法
砒素	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下、かつ、土砂等の埋立て等に供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料 1 キログラムにつき 15 ミリグラム未満	検液中濃度に係るものにあっては規格K0102 の 61 に定める方法、農用地に係るものにあっては農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令（昭和 50 年総理府令第 31 号）第 1 条第 3 項及び第 2 条に規定する方法
総水銀	検液 1 リットルにつき 0.0005 ミリグラム以下	水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年環境庁告示第 59 号。以下「昭和 46 年告示」という。）付表 1 に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年告示付表 2 及び昭和 49 年告示付表 3 に掲げる方法
ＰＣＢ	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年告示付表 3 に掲げる方法
銅	土砂等の埋立て等に供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料 1 キログラムにつき 125 ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令（昭和 47 年総理府令第 66 号）第 1 条第 3 項及び第 2 条に規定する方法
ジクロロメタン	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下	日本産業規格Ｋ0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下	日本産業規格Ｋ0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
クロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム	地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成 9 年環境庁告

	（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	以下	示第10号）付表に掲げる方法
	1,2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
	1,1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	1,1,1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	1,1,2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	1,3-ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
	チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	昭和46年告示付表4に掲げる方法
	シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	昭和46年告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
	チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	昭和46年告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
	ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	セレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
	ふっ素	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下	規格K0102の34.1若しくは34.4に定める方法又は規格K0102の34.1c）（注（6）第3文を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。）及び昭和46年告示付表6に掲げる方法
	ほう素	検液1リットルにつ	規格K0102の47.1、47.3又は

	き１ミリグラム以下	47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	検液 1 リットルにつき 0.05 ミリグラム以下	昭和 46 年告示付表 7 に掲げる方法

備考

１　基準値の欄中検液中濃度に係るものにあっては、平成 3 年告示付表に掲げる方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。

２　基準値の欄中「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

３　有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びＥＰＮをいう。

別表第１の２（第１条の３関係）

項目	基準値	測定方法
水素イオン濃度指数	４以上９未満	地盤工学会基準ＪＧＳ0211－2009「土懸濁液のＰＨ試験方法」

別表第２（第５条関係）

１　小規模特定事業区域の地盤にすべりやすい土質の層があるときは、その地盤にすべりが生じないようにくい打ち、土の置き換えその他の措置が講じられていること。

２　著しく傾斜している土地において小規模特定事業を施工する場合にあっては、小規模特定事業を施工する前の地盤と小規模特定事業に使用された土砂等との接する面がすべり面とならないように、当該地盤の斜面に段切り等の措置が講じられていること。

３　土砂等の埋立て等の高さ（小規模特定事業により生じたのり面の最下部（擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の上端）と最上部の高低差をいう。以下同じ。）及びのり面（擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁部分を除く。以下同じ。）のこう配は、次の表の土砂等の区分の欄に掲げる土砂等の区分に応じ、それぞれ同表の土砂等の埋立て等の高さの欄及びのり面のこう配の欄に定めるものであること。

土砂等の区分	土砂等の埋立て等の高さ		のり面のこう配
建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成 3 年建設省令第 19 号）別表第 1 に規定する第 1 種建設発生土、第 2 種建設発生土、第 3 種建設発生土並びにこれらに準ずるもの	安定計算を行った場合	安全が確保される高さ	安全が確保されるこう配
	その他	10 メートル以下	垂直 1 メートルに対する水平距離が 1.8 メートル（埋立て等の高さが 5 メートル以下の場合にあっては、1.5 メートル）以上のこう配
その他	安定計算を行い、安全が確保される高さ		安定計算を行い、安全が確保されるこう配

	４　擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和４年政令第 393 号）第１条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行令（昭和 37 年政令第 16 号）第６条から第 10 条までの規定に適合すること。 ５　土砂等の埋立て等の高さが 5 メートル以上である場合にあっては、土砂等の埋立て等の高さが 5 メートルごとに幅が 1 メートル以上の段を設け、当該段及びのり面には雨水等によるのり面の崩壊を防止するための排水溝が設置されていること。 ６　小規模特定事業の完了後の地盤にゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように締固めその他の措置が講じられていること。 ７　のり面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の浸食に対して保護する措置が講じられていること。 ８　小規模特定事業区域（のり面を除く。）は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散防止のための措置が講じられていること。 別表第３（第 5 条関係） １　小規模特定事業場の隣接地と小規模特定事業区域との間に、5 メートル以上の幅の保安地帯が設置されていること。 ２　土砂等のたい積の高さ（のり面の最下部と最上部の高低差をいう。）が 5 メートル以下であること。 ３　土砂等のたい積ののり面のこう配は、垂直 1 メートルに対する水平距離が 1.8 メートル以上のこう配であること。 別表第４（第 6 条関係） １　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 29 条第 7 項の規定による許可を要する行為 ２　土地改良法に基づく土地改良事業 ３　森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 2 第 1 項及び第 34 条第 2 項（第 44 条において準用する場合を含む。）の規定による許可を要する行為 ４　道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 24 条の規定による承認並びに同法第 32 条第 1 項及び第 91 条第 1 項の規定による許可を要する行為 ５　土地区画整理法に基づく土地区画整理事業及び同法第 76 条第 1 項の規定による許可を要する行為 ６　都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 6 条第 1 項の規定による許可を要する行為 ７　自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 20 条第 3 項及び第 21 条第 3 項の規定による許可を要する行為 ８　地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 18 条第 1 項の規定による許可を要する行為 ９　宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和４年法律第 55 号）附則第２条第１項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第８条第１項の規定による許可を要する行為 １０　河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 24 条、第 26 条第 1 項、第 27 条第 1 項、第 55 条第 1 項、第 57 条第 1 項、第 58 条の 4 第 1 項及び第 58 条の 6 第 1 項の規定による許可を要する行為 １１　都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条の規定による許可及び同法第 59 条第 4 項の規定による認可を要する行為 １２　都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）に基づく市街地再開発事業及び同法第 66 条第 1 項の規定による許可を要する行為 １３　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定による許可を要する行為 １４　自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）第 25 条第 4 項の規定による許可を要する行為

	１５　都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 14 条第 1 項の規定による許可を要する行為 １６　生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 8 条第 1 項の規定による許可を要する行為 １７　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）第 37 条第 4 項の規定による許可を要する行為 １８　栃木県立自然公園条例（昭和 33 年栃木県条例第 11 号）第 19 条第 3 項の規定による許可を要する行為 １９　自然環境の保全及び緑化に関する条例（昭和 49 年栃木県条例第 5 号）第 15 条第 4 項の規定による許可を要する行為 ２０　栃木県砂防指定地の管理等に関する条例（平成 15 年栃木県条例第 5 号）第 4 条第 1 項及び第 5 条の規定による許可を要する行為

様式第１号(第２条関係)

年　　月　　日

那須塩原市長　様

申請者　主たる事務所の所在地
名称及び代表者の氏名
電話番号

公共的団体認定申請書

那須塩原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則第２条第２項の規定により、公共的団体の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

１　申請者の資本金、基本金その他これらに準ずるものの出資総額及び出資者のうち地方公共団体別の出資金額

⑴　出資総額　　千円(　　年　　月　　日現在)

⑵　地方公共団体別出資金額

地方公共団体名	出資金額
	千円
	千円
	千円
合　　計	千円

２　土砂等の埋立て等に係る事業の実績

３　添付書類

⑴　定款又は寄附行為

⑵　登記事項証明書

⑶　事業報告書、損益計算書及び貸借対照表

様式第１号の２（第３条の２関係）

（表）

小規模特定事業区域内土地使用同意書

小規模特定事業許可申請者（　　）の施工に係る土砂等の埋立て等の事業については、異議がないので、次の土地の使用について同意します。

所在地及び地番	地　目	地積（公簿）　(㎡)	摘　　要

また、同意の前提として、次の事項について、小規模特定事業許可申請者から、　　年　　月　　日に説明を受け、その内容を確認しました。

１　申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
２　小規模特定事業区域及び小規模特定事業に供する施設（小規模特定事業場）の位置及び面積
３　小規模特定事業の施工を管理する者（現場管理責任者）の氏名
４　小規模特定事業に使用される土砂等の量
５　小規模特定事業の期間
６　小規模特定事業が完了した場合の小規模特定事業区域の構造
７　小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画
８　小規模特定事業区域から小規模特定事業区域以外の地域へ排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置
９　小規模特定事業が施工されている間において、小規模特定事業区域以外の地域への当該小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置
１０　土地所有者の義務に関する事項（裏面記載のとおり）

ここに同意したことを証するため、署名押印します。

年　　月　　日

土地所有者　住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）　　㊞

電話番号

注　同意者が法人の場合は、署名押印に代えて記名押印を行うことができる。

（裏）

那須塩原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成１７年那須塩原市条例第１４７号）（抜粋）

（小規模特定事業に係る土地所有者の義務）

第２１条の３　第６条の２（第１０条第１項及び第１７条の２第１項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る小規模特定事業による土壌の汚染及び災害の発生を防止するため、当該小規模特定事業が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該小規模特定事業の施工の状況を把握しなければならない。

２　第６条の２の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る小規模特定事業により土壌が汚染され、若しくは災害が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該小規模特定事業を行う者に対し、当該小規模特定事業の中止、原状回復その他の必要な措置を求めるとともに、その旨を市長に通報しなければならない。

那須塩原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成１７年那須塩原市規則第１０４号）（抜粋）

（土地所有者による特定事業の施工状況の把握）

第１６条の３　条例第２１条の３第１項の規定による小規模特定事業の施工の状況の把握は、当該施工に係る小規模特定事業場において、毎月１回以上、当該小規模特定事業場において土壌の汚染又は災害の発生がないかどうか及びこれらのおそれがないかどうか自ら確認することにより行われなければならない。ただし、当該小規模特定事業場において、自ら確認することが困難な事情がある場合は、他の者に確認させることにより行うことができる。

様式第１号の３（第３条の２関係）

（表）

小規模特定事業（小規模一時たい積事業）区域内土地使用同意書

小規模特定事業許可申請者（　　）の施工に係る土砂等の一時たい積の事業については、異議がないので、次の土地の使用について同意します。

所在地及び地番	地　目	地積（公簿）　（㎡）	摘　　要

また、同意の前提として、次の事項について、小規模特定事業（小規模一時たい積事業）許可申請者から、　　年　　月　　日に説明を受け、その内容を確認しました。

1　申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
2　小規模特定事業区域及び小規模特定事業に供する施設（小規模特定事業場）の位置及び面積
3　小規模特定事業の施工を管理する者（現場管理責任者）の氏名
4　小規模特定事業の期間
5　小規模特定事業区域から小規模特定事業区域以外の地域へ排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置
6　年間の小規模特定事業に使用される土砂等の搬入及び搬出の予定量
7　小規模特定事業に供する施設及び土砂等のたい積の構造
8　土地所有者の義務に関する事項（裏面記載のとおり）

ここに同意したことを証するため、署名押印します。

年　　月　　日

土地所有者　住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）　　㊞

電話番号

注　同意者が法人の場合は、署名押印に代えて記名押印を行うことができる。

（裏）

那須塩原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成１７年那須塩原市条例第１４７号）（抜粋）

（小規模特定事業に係る土地所有者の義務）

第２１条の３　第６条の２（第１０条第１項及び第１７条の２第１項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る小規模特定事業による土壌の汚染及び災害の発生を防止するため、当該小規模特定事業が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該小規模特定事業の施工の状況を把握しなければならない。

２　第６条の２の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る小規模特定事業により土壌が汚染され、若しくは災害が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該小規模特定事業を行う者に対し、当該小規模特定事業の中止、原状回復その他の必要な措置を求めるとともに、その旨を市長に通報しなければならない。

那須塩原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成１７年那須塩原市規則第１０４号）（抜粋）

（土地所有者による小規模特定事業の施工状況の把握）

第１６条の３　条例第２１条の３第１項の規定による小規模特定事業の施工の状況の把握は、当該施工に係る小規模特定事業場において、毎月１回以上、当該特定事業場において土壌の汚染又は災害の発生がないかどうか及びこれらのおそれがないかどうか自ら確認することにより行われなければならない。ただし、当該小規模特定事業場において、自ら確認することが困難な事情がある場合は、他の者に確認させることにより行うことができる。

様式第２号（第４条関係）

（表）

年　　月　　日

那須塩原市長　様

申請者　住所

氏名

電話番号

小規模特定事業許可申請書

那須塩原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第６条及び第７条第１項の規定により、小規模特定事業の許可を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

<table>
<tr><td>小規模特定事業場の位置及び面積</td><td colspan="2">地番</td><td>小規模特定事業場の面積
（実測）　　㎡
うち小規模特定事業区域の面積
（実測）　　㎡</td></tr>
<tr><td colspan="2">現場管理責任者の氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">小規模特定事業に
使用される土砂等の量</td><td colspan="2">土砂等の量　　㎥</td></tr>
<tr><td colspan="2">小規模特定事業の期間</td><td colspan="2">年　　月　　日　～　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="4">小規模特定事業が完了した場合の小規模特定事業区域の構造・・・・別添図面　　のとおり</td></tr>
<tr><td colspan="4">小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画・・・・別紙のとおり</td></tr>
<tr><td colspan="4">小規模特定事業区域から小規模特定事業区域以外の地域へ排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置・・・・別添図面　　のとおり</td></tr>
<tr><td colspan="4">小規模特定事業が施工されている間において、小規模特定事業区域以外の地域への当該小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置・・・・別添図面　　のとおり</td></tr>
</table>

備考　住所及び氏名の記載について、法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。

（裏）

添付書類	１　申請者の住民票の写し(法人にあっては、登記事項証明書) ２　小規模特定事業場の位置を示す縮尺５万分の１の図面並びに小規模特定事業場及びその周辺の状況を示す見取図 ３　小規模特定事業場の平面図及び断面図(小規模特定事業の施工の前後の構造が確認できるものに限る。) ４　小規模特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し ５　小規模特定事業区域内土地使用同意書 ６　申請者が条例第８条第１項第１号イからリまでに該当しない者であることを誓約する書面 ７　申請者が条例第８条第１項第１号ヘに規定する未成年者又は規則第４条の３第８号に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面 ８　申請者が法人である場合には、条例第８条第１項第１号トに該当する役員又は規則第４条の３第９号に規定する役員の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面 ９　申請者が法人である場合において、発行済株式総数の１００分の５以上の株式を有する株主又は出資額の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面 １０　申請者に規則第４条の２で規定する使用人又は規則第４条の３第６号に規定する使用人がある場合には、その者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面 １１　小規模特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書 １２　小規模特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置を記載した書面 １３　安定計算を行った場合にあっては、当該安定計算を記載した書面 １４　擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の断面図及び背面図並びに鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書 １５　小規模特定事業が法令等に基づく許認可等を要する行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書面 １６　その他

(別紙)

小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画

採取場所・発生元事業者名	搬入計画等					
	予定量 m^3	最大日量 m^3	搬入期間	搬入時間	搬入土砂等の区分	備考
			～	～		

備考　搬入土砂等の区分の欄には、規則別表第２第３項の土砂等の区分に基づき「第１種建設発生土（又は第１種建設発生土に準ずるもの)」、「第２種建設発生土（又は第２種建設発生土に準ずるもの)」、「第３種建設発生土（又は第３種建設発生土に準ずるもの)」、「その他」のいずれかを記載すること。

様式第３号（第４条関係）

小規模特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置

項　　目	管　　理　　計　　画
1　粉じんの飛散及び雨水等の流出の防止措置	
2　騒音及び振動の防止措置	
3　交通安全等措置	
4　その他	

〔備考〕

1　粉じんの飛散及び雨水等の流出の防止措置の欄については、土砂等の埋立て等によって生ずる粉じんの周辺への飛散を防止する措置、小規模特定事業場における雨水等の排水に関する措置等を記載すること。

2　騒音及び振動の防止措置の欄については、土砂等の埋立て等によって生ずる騒音及び振動に対する措置、搬入車両等の騒音及び振動に対する措置を記載すること。

3　交通安全等措置の欄については、搬入車両の通行時における交通の安全を図る措置、搬入路の損壊を防止する措置等を記載すること。

様式第４号(第４条関係)

(表)

年　　月　　日

那須塩原市長　様

申請者　住所

氏名

電話番号

小規模特定事業(小規模一時たい積事業)許可申請書

那須塩原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第７条第２項の規定により、小規模特定事業の許可を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

<table>
<tr><td>小規模特定事業場の位置及び面積</td><td>地番</td><td colspan="2">小規模特定事業場の面積
（実測）　　㎡
うち小規模特定事業区域の面積
（実測）　　㎡</td></tr>
<tr><td colspan="2">現場管理責任者の氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">年間の小規模特定事業に使用される土砂等の搬入予定量及び搬出予定量</td><td colspan="2">年間の搬入予定量　　㎥　　１日平均　　㎥
年間の搬出予定量　　㎥　　１日平均　　㎥</td></tr>
<tr><td colspan="2">小規模特定事業の期間</td><td colspan="2">年　　月　　日　～　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="4">小規模特定事業に供する施設及び土砂等のたい積の構造・・・・別添図面　　のとおり</td></tr>
<tr><td colspan="4">小規模特定事業区域から小規模特定事業区域以外の地域へ排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置・・・・別添図面　　のとおり</td></tr>
</table>

備考　住所及び氏名の記載について、法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。

（裏）

添付書類	１　申請者の住民票の写し(法人にあっては、登記事項証明書) ２　小規模特定事業場の位置を示す縮尺５万分の１の図面並びに小規模特定事業場及びその周辺の状況を示す見取図 ３　小規模特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し ４　申請者が条例第８条第１項第１号イからリまでに該当しない者であることを誓約する書面 ５　申請者が条例第８条第１項第１号ヘに規定する未成年者又は規則第４条の３第８号に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面 ６　申請者が法人である場合には、条例第８条第１項第１号トに該当する役員又は規則第４条の３第９号に規定する役員の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面 ７　申請者が法人である場合において、発行済株式総数の１００分の５以上の株式を有する株主又は出資額の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面 ８　申請者に規則第４条の２で規定する使用人又は第４条の３第６号に規定する使用人がある場合には、その者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面 ９　小規模特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置を記載した書面 １０　小規模特定事業が法令等に基づく許認可等を要する行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書面 １１　小規模特定事業（小規模一時たい積事業）区域内土地使用同意書 １２　小規模特定事業場の平面図及び断面図(土砂等のたい積が最大となった場合の当該たい積の構造が確認できるものに限る。) １３　その他

様式第５号(第７条関係)

(表)

年　　月　　日

那須塩原市長　様

申請者　住所

氏名

電話番号

小規模特定事業変更許可申請書

年　　月　　日付け那塩指令廃第　　号で許可を受けた事項について変更したいので、那須塩原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第１０条第２項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

	変　更　後	変　更　前
変更した事項の内容		
変更の理由		

備考　住所及び氏名の記載について、法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。

（裏）

添付書類	次に掲げる書類のうち添付してある書類について、○印を付すること。 １　申請者の住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書） ２　小規模特定事業場の位置を示す縮尺５万分の１の図面並びに小規模特定事業場及びその周辺の状況を示す見取図 ３　小規模特定事業場の平面図及び断面図(小規模特定事業の施工の前後の構造が確認できるものに限り、小規模一時たい積事業にあっては、土砂等のたい積が最大となった場合の構造が確認できるものに限る。) ４　小規模特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し ５　小規模特定事業区域内土地使用同意書（小規模一時たい積事業の場合にあっては、小規模特定事業（小規模一時たい積特定事業）区域内土地使用同意書） ６　小規模特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書 ７　安定計算を行った場合にあっては、当該安定計算を記載した書面 ８　擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の断面図及び背面図並びに鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書 ９　小規模特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置を記載した書面 １０　小規模特定事業が法令等に基づく許認可等を要する行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書面 １１　その他

様式第６号(第７条関係)

年　　月　　日

那須塩原市長　様

届出者　住所

氏名

電話番号

小規模特定事業変更届

年　　月　　日付け那塩指令廃第　　号で許可を受けた事項について変更したいので、那須塩原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第１０条第４項の規定により、次のとおり届け出ます。

変　更　事　項	
変　　更　　後	
変　　更　　前	
変 更 年 月 日	

備考

1　住所及び氏名の記載について、法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。

2　氏名又は住所の変更の場合にあっては住民票の写し又は戸籍抄本を、法人の名称、代表者又は主たる事務所の所在地の変更の場合にあっては登記事項証明書を添付すること。

様式第７号(第８条関係)

年　　月　　日

那須塩原市長　様

届出者　住所

氏名

電話番号

土砂等搬入届

年　　月　　日付け那塩指令廃第　　号で許可を受けた小規模特定事業について土砂等を搬入したいので、那須塩原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第１１条の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

１　土砂等の採取場所

２　地質検査の試料を採取した地点を明らかにした土砂等の採取場所の平面図及び土砂等の採取場所の現場写真・・・・別添のとおり

３　土砂等の採取場所の工事名等

４　地質検査の試料の採取状況・・・・別添のとおり

５　地質検査の結果・・・・・別添のとおり

６　土砂等の安全基準適合性の有無

７　土砂等の搬入予定量　　m^3

うち今回の搬入量　　m^3

８　土砂等の搬入期間　　年　　月　　日～　　年　　月　　日

９　土砂等の運搬事業者名

備考　住所及び氏名の記載について、法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第８号(第８条関係)

年　　月　　日

様

発生元事業者　住所
事業者名
代表者又は現場責任者
電話番号

土砂等発生元証明書

次の工事等から発生する土砂等について、次のとおり処分することといたしました。
なお、これらの土砂等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第２条第１項に規定する廃棄物ではありません。

工事等名	
工事等施工場所	
発注者	
工事等施工期間	年　月　日～　年　月　日
当該工事等に係る土砂等発生量	m^3(うち処分契約量　m^3)
今回の証明に係る土砂等の量	m^3(5,000m^3以内)
発生土砂等の計量証明書の有無	
発生土砂等の区分	
発生土砂等運搬契約者	住所 氏名
発生土砂等最終処分事業者	住所 氏名

備考
1　発生土砂等の区分の欄には、規則別表第２第３項の土砂等の区分に基づき「第１種建設発生土(又は第１種建設発生土に準ずるもの)」、「第２種建設発生土(又は第２種建設発生土に準ずるもの)」、「第３種建設発生土(又は第３種建設発生土に準ずるもの)」、「その他」のいずれかを記載すること。
2　住所及び氏名の記載について、法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第９号(第８条関係)

年　　月　　日

採取者　住所

所属

職氏名

電話番号

検査試料採取調書

別添計量証明書(地質・水質)の検査試料を次のとおり採取しました。

検体区分	
報告区分	地質(　　搬入・定期・廃止・完了) 水質(定期・廃止・完了)
採取年月日	年　　月　　日
採取日の天候	
地質分析の場合の採取深度	

備考　検体区分の欄には、この調書に係る計量証明書に記載された発行番号等を記載すること。

様式第１０号(第９条関係)

土砂等管理台帳(　　年　　月分)

小規模特定事業許可事業者名	小規模特定事業の許可の番号(小規模特定事業の期間)	小規模特定事業場の位置(小規模特定事業区域の面積)	小規模特定事業に使用される土砂等の量	現場責任者氏名
	那塩指令廃　第　　号 (　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日)	(　　m²)		

土砂等の採取場所(一時たい積場)	土砂等の採取場所の事業者の氏名	土砂等の採取場所に係る工事等の内訳	土砂等の採取場所に係る工事等の責任者の氏名

日付	運搬手段	土砂等の１日当たりの搬入量(m³)	備考
前月までの累計			
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
１０			
１１			
１２			
１３			
１４			
１５			
１６			
１７			
１８			
１９			
２０			
２１			
２２			
２３			
２４			
２５			
２６			
２７			
２８			
２９			
３０			
３１			
計			
累計			

備考

１　この土砂等管理台帳は、採取場所ごとに作成し、土砂等の搬入・搬出過程を１日ごとに記入すること。

２　備考の欄には、土砂等搬入届年月日を記入すること。

３　運搬手段の欄には、陸上輸送の場合は「１」、その他の場合は「２」(備考欄に具体的な運搬手段を記載すること。)を記入すること。

４　各欄に記入しきれない場合は、この様式に準じて別紙に記入し、添付すること。

５　住所及び氏名の記載について、法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第１１号(第９条関係)

土砂等管理台帳(小規模一時たい積事業用)(　　年　　月分)

小規模特定事業許可事業者名	小規模特定事業の許可の番号(小規模特定事業の期間)	小規模特定事業場の位置(小規模特定事業区域の面積)	年間の小規模特定事業に使用される土砂等の搬入・搬出量(m³)	現場責任者氏名
	那塩指令廃　第　　号 (　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日)	(　　m²)	搬入 搬出	

土砂等の採取場所(一時たい積場)	土砂等の採取場所の事業者の氏名	土砂等の採取場所に係る工事等の内訳	土砂等の採取場所に係る工事等の責任者の氏名

日付	搬入に係る運搬手段等		特定事業場への搬出				備考
	運搬手段	搬入量(m³)	搬出先	搬出先	搬出先	計	
前月までの累計							
１							
２							
３							
４							
５							
６							
７							
８							
９							
１０							
１１							
１２							
１３							
１４							
１５							
１６							
１７							
１８							
１９							
２０							
２１							
２２							
２３							
２４							
２５							
２６							
２７							
２８							
２９							
３０							
３１							
計							
累計							

備考

１　この土砂等管理台帳は、採取場所ごとに作成し、土砂等の搬入・搬出過程を１日ごとに記入すること。

２　備考の欄には、土砂等搬入届年月日を記入すること。

３　運搬手段の欄には、陸上輸送の場合は「１」、その他の場合は「２」(備考欄に具体的な運搬手段を記載すること。)を記入すること。

４　各欄に記入しきれない場合は、この様式に準じて別紙に記入し、添付すること。

５　住所及び氏名の記載について、法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第１２号(第９条関係)

年　　月　　日

那須塩原市長　様

報告者　住所

氏名

電話番号

小規模特定事業状況報告書

那須塩原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第１２条第２項の規定により、小規模特定事業の状況を次のとおり報告します。

小規模特定事業の許可	年　　月　　日　　那塩指令廃　　第　　号
小規模特定事業区域の面積	m^2(うち実施済面積　　m^2)
小規模特定事業に使用される土砂等の量	m^3(うち実施済量　　m^3)
今回の報告に係る期間	年　　月　　日　～　　年　　月　　日

採取場所・工事名等	搬入予定量　m^3	前回累計量　m^3	今回報告量　m^3	累計量　m^3	備考
合　　計					

備考　住所及び氏名の記載について、法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第１３号(第９条関係)

年　　月　　日

那須塩原市長　様

報告者　住所

氏名

電話番号

小規模特定事業(小規模一時たい積事業)状況報告書

那須塩原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第１２条第２項の規定により、小規模特定事業の状況を次のとおり報告します。

小規模特定事業の許可	年　　月　　日　　那塩指令廃　　第　　号				
採取場所・工事名等	前回までの処分残量m³	月　日～　月　日		たい積場所区分の有無	備考
		搬入量m³	搬出量m³		

備考　住所及び氏名の記載について、法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第１４号(第１２条関係)

年　　月　　日

那須塩原市長　様

報告者　住所

氏名

電話番号

小規模特定事業水質検査等報告書

那須塩原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第１３条第３項の規定により、水質等の検査結果を次のとおり報告します。

小規模特定事業の許可	年　　月　　日　那塩指令廃　　第　　号
排水及び土砂等の採取場所・・・・別添図面及び現場写真のとおり	
水質に係る計量証明書・・・・別添のとおり	
地質に係る計量証明書・・・・別添のとおり	

備考

１　不要な部分は線で消すこと。

２　住所及び氏名の記載について、法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第１５号(第１３条関係)

120cm以上

90cm以上

土砂等の埋立て等に関する標識		
小規模特定事業の許可	年　月　日那塩指令廃　第　号	
小規模特定事業の目的		
小規模特定事業場の所在地		
小規模特定事業を行う者の住所、氏名及び電話番号	住所	
	氏名	
	電話番号	
小規模特定事業の期間	年　月　日～　年　月　日	
小規模特定事業区域の面積	m^2	小規模特定事業場の見取図
小規模特定事業に使用される土砂等の採取場所及び搬入予定量(小規模一時たい積事業にあっては、土砂等の年間の搬入予定量及び搬出予定量)		
現場管理責任者の氏名		

50cm以上

備考　住所及び氏名の記載について、法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第１６号(第１４条関係)

年　　月　　日

那須塩原市長　様

届出者　住所

氏名

電話番号

小規模特定事業完了届

小規模特定事業が完了したので、那須塩原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第１６条第１項の規定により、次のとおり届け出ます。

小規模特定事業の許可	年　　月　　日　那塩指令廃　　第　　号
小規模特定事業の期間等	計画期間　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日 完了期日　　年　　月　　日
完了した小規模特定事業区域の構造・・・・別添のとおり	

備考　住所及び氏名の記載について、法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第１７号(第１５条関係)

年　　月　　日

那須塩原市長　様

届出者　住所

氏名

電話番号

小規模特定事業廃止（休止）届

小規模特定事業を廃止した(２月以上休止する)ので、那須塩原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第１７条第２項の規定により、次のとおり届け出ます。

小規模特定事業の許可	年　　月　　日　那塩指令廃　　第　　号
小規模特定事業の期間等	事業期間　　年　　月　　日～　　年　　月　　日 廃止期日　　年　　月　　日 (休止期間　　年　　月　　日～　　年　　月　　日)
小規模特定事業を廃止した場合は、小規模特定事業区域の構造・・・・別添図面　のとおり	
小規模特定事業を２月以上休止する場合は、小規模特定事業区域以外の地域への当該小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置・・・・別添図面　　のとおり	
小規模一時たい積事業の小規模特定事業区域の面積のうち土砂等がたい積されている面積　m^2	

備考

１　不要な部分は線で消すこと。

２　住所及び氏名の記載について、法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第１８号（第１５条の２関係）

（表）

年　　月　　日

那須塩原市長　様

申請者　住所

氏名

電話番号

小規模特定事業譲受け許可申請書

那須塩原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第１７条の２第１項の規定により、特定事業の譲受け許可を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

小規模特定事業の許可及び小規模特定事業場の位置	年　　月　　日　　那塩指令廃　　第　　号 事業の期間：　　年　　月　　日～　　年　　月　　日 位　　置：
譲受けの相手方の氏名及び住所	住所 氏名
現場責任者の氏名	
譲受けの理由	
譲受け及び譲渡しの意志が確認できる書面・・・・別添のとおり	

備考　住所及び氏名の記載について、法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。

（裏）

添付書類	1　申請者の住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書） 2　小規模特定事業場の位置を示す縮尺５万分の１の図面並びに小規模特定事業場及びその周辺の状況を示す見取図 3　小規模特定事業区域内土地使用同意書（小規模一時たい積事業の場合にあっては、小規模特定事業（小規模一時たい積特定事業）区域内土地使用同意書） 4　申請者が条例第８条第１項第１号イからリまでに該当しない者であることを誓約する書面 5　申請者が条例第８条第１項第１号ヘに規定する未成年者又は規則第４条の３第８号に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面 6　申請者が法人である場合には、条例第８条第１項第１号トに該当する役員又は規則第４条の３第９号に規定する役員の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面 7　申請者が法人である場合において、発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面 8　申請者に規則第４条の２で規定する使用人又は第４条の３第６号に規定する使用人がある場合には、その者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面 9　その他

様式第１９号(第１６条関係)

年　　月　　日

那須塩原市長　様

届出者　住所

氏名

電話番号

小規模特定事業相続届

那須塩原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第6条の許可を受けた者の地位を承継したので、同条例第18条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

小規模特定事業の許可及び小規模特定事業場の位置	年　　月　　日　那塩指令廃　　第　　号 許可の期間：　　年　　月　　日～　　年　　月　　日 位　　置：
相続前の事業者	住所 氏名
相続年月日	年　　月　　日
現場責任者の氏名	
相続の事実を証する書面・・・・別添のとおり	

備考　住所及び氏名の記載について、法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第２０号（第１７条関係）

(表)

	9cm
6cm	身 分 証 明 書 第　　号 写 真 押　出 スタンプ 所　属 職　名 氏　名 年　　月　　日　生 上記の者は、那須塩原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第２２条第１項の規定により立入検査を行う者であることを証明する。 年　　月　　日 那 須 塩 原 市 長　　印

(裏)

那須塩原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染
及び災害の発生の防止に関する条例抜粋

(立入検査等)

第２２条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等を行う者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に土砂等の埋立て等を行う者の事務所、事業場その他その土砂等の埋立て等を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

※　線の描写について一部省略

小規模特定事業施工時の義務

【全ての許可事業者が行うもの】

①土砂等の搬入の届出（１１条）

・採取場所ごと、かつ５，０００㎥ごとに土砂等発生元証明書、検査試料採取調書、計量証明書等を添付

②土砂等管理台帳の作成及び土砂等の量の報告（１２条）

・採取場所ごとに１日当たりの搬入・搬出量等を記載する。

・６か月（小規模一時たい積事業は３か月）ごとに当該６か月（３か月）を経過した日から２週間以内（完了時等はその届出時）

③水質検査等の実施及び結果報告（１３条１項・３項）

・６か月（小規模一時たい積事業は３か月）ごとに当該６か月（３か月）を経過した日から２週間以内（完了時等はその届出時）

④関係書類の縦覧（１４条）

⑤標識の掲示等（１５条）

⑥搬入車両への表示（１５条の２）

【必要に応じて行うもの】

①申請事項の変更許可申請・届出（１０条）

・氏名、住所、土砂等の量等の軽微な変更については届出

②休止（２か月以上）の届出（１７条）

③譲受けの許可（１７条の２）

・譲受けの許可を受けた者が許可事業者の地位を承継

④相続に基づく地位承継の届出（１８条）

・許可事業者の地位の承継があった日から遅滞なく

参　考　　施行規則別表第２の３号の表中、土砂等の区分について

○　施行規則別表第２の３号の表中、土砂等の区分欄は、下表条文を参考に区分すること。
○　第４種建設発生土及び浚渫土並びに泥土は、土砂等の区分欄『その他』に該当する。

『建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令』－抜粋－
（平成３年建設省令第１９号）最終改正年月日：令和５年３月３日号外国土交通省令第６号

（この省令の趣旨）
第１条　この省令は、建設業に属する事業を行う者（以下「建設工事事業者」という。）の再生資源の利用を促進するため、資源の有効な利用の促進に関する法律第十五条の規定に基づき、資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成三年政令第三百二十七号）別表第二の第一欄に掲げる土砂、コンクリートの塊及びアスファルト・コンクリートの塊のうち建設工事に伴い副次的に得られたもの（以下それぞれ「建設発生土」、「コンクリート塊」及び「アスファルト・コンクリート塊」という。）について、建設工事事業者の建設工事に係る事業場（以下「工事現場」という。）での利用に関する判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

－中略－
（再生資源の利用の原則）
第３条　建設工事事業者は、請負契約の内容及び再生資源の利用に関する技術水準を踏まえるとともに、建設工事を施工する場所の状況及び再資源化施設（建設工事に係る再生資源を利用するために必要な加工を行う施設をいう。）の立地状況等を勘案し、再生資源を建設資材として用いる建設工事を施工することにより、その利用を行うものとする。

（建設発生土の利用）
第４条　建設工事事業者は、建設発生土を利用する場合において、別表第１の左欄に掲げる区分に応じ、主として下欄に掲げる用途に利用するものとする。
２　前項の場合において、建設工事事業者は、建設発生土の品質等に関する技術的知見に基づき、建設工事の施工又は完成後の工作物（建築物を含む。以下同じ。）の安全及び機能に支障が生じないよう、適切な施工を行うものとする。
３　発注者から直接建設工事を請け負った建設工事事業者及び請負契約によらないで自ら建設工事を施工する建設工事事業者（以下「元請建設工事事業者等」という。）は、建設発生土の利用に当たって、あらかじめ建設発生土の発生又は利用に係る必要な情報の収集又は提供に努めるものとする。

－中略－
（再生資源の発生した工事現場での利用）
第８条　建設工事事業者は、適切な施工方法の選択、資材置場の確保及び施工機械（再生資源を建設資材として利用するために必要な加工を行う装置を含む。）の選定に配慮し、再生資源が発生した当該工事現場での利用に努めるものとする。

－以下別表まで略－

別表第１（第４条関係）

第１種建設発生土 （砂、礫及びこれらに準ずるものをいう。）	工作物の埋め戻し材料 土木構造物の裏込材 道路盛土材料 宅地造成用材料
第２種建設発生土 （砂質上、礫質土及びこれらに準ずるものをいう。）	土木構造物の裏込材 道路盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料
第３種建設発生土 （通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるものをいう。）	土木構造物の裏込材 道路路体用盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料 水面埋立て用材料
第４種建設発生土 （粘性土及びこれに準ずるもの（第三種建設発生土を除く。）をいう。）	水面埋立て用材料

発生土利用基準について（平成１６年３月３１日、国土交通省通達）

１　目的

本基準は、建設工事に伴い副次的に発生する土砂や汚泥（以下「発生土」という。）の土質特性に応じた区分基準及び各々の区分に応じた適用用途標準等を示すことにより、発生土の適正な利用の促進を図ることを目的とする。なお、本基準については、今後の関係法令及び基準類等の改・制定や技術的な状況の変化等をふまえ、必要に応じ、見直しを行うものとする。

２　適用

本基準は、発生土を建設資材として利用する場合に適用する。ただし、利用の用途が限定されており、各々の利用の用途に応じた基準等が別途規定されている場合には、別途規定されている基準等によるものとする。

３　留意事項

本基準を適用し、発生土を利用するにあたっては、関係法規を遵守しなければならない。

４　土質区分基準

⑴　土質区分基準

発生土の土質区分は､原則として､コーン指数と土質材料の工学的分類体系を指標とし、表－１に示す土質区分基準によるものとする。なお、土質改良を行った場合には、改良後の性状で判定するものとする。

⑵　土質区分判定のための調査試験方法

土質区分判定のための指標を得る際には、表－２に示す土質区分判定のための調査試験方法を標準とする。

－以下表まで略－

表－１　土質区分基準

区分 （国土交通省令）*1)	細区分*2)，*3)，*4)	コーン指数 qc *5) (kN/㎡)	土質材料の工学的分類*6)，*7)		備考*6)	
			大分類	中分類	含水比 （地山） Wn（%）	掘削方法
第１種建設発生土 （砂、礫及びこれらに準ずるもの）	第１種	—	礫質土	礫{G}、砂礫{GS}	—	＊排水に考慮するが、降水、浸出地下水等により含水比が増加すると予想される場合は、1ランク下の区分とする。 ＊水中掘削等による場合は、２ランクの区分とする。
			砂質土	砂{S}、礫質砂{GS}		
	第１種改良土*8)		人工材料	改良土{I}	—	
第２種建設発生土 （砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの）	第２a 種	800 以上	礫質土	細粒分まじり礫{GF}	—	
	第２b 種		砂質土	細粒分まじり砂{SF}	—	
	第２種改良土		人工材料	改良土{I}	—	
第３種建設発生土 （通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるもの）	第３a 種	400 以上	砂質土	細粒分まじり砂{SF}	—	
	第３b 種		粘性土	シルト{M}、粘土{C}	40%程度以下	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土{V}	—	
	第３種改良土		人工材料	改良土{I}	—	
第４種建設発生土 （粘性土及びこれに準ずるもの（第３種発生土を除く））	第４a 種	200 以上	砂質土	細粒分まじり砂{SF}	—	
	第４b 種		粘性土	シルト{M}、粘土{C}	40～80%程度	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土{V}	—	
			有機質土	有機質土{O}	40～80%程度	
	第４種改良土		人工材料	改良土{I}	—	
泥土*1)，*9)	泥土 a	200 未満	砂質土	細粒分まじり砂{SF}	—	
	泥土 b		粘性土	シルト{M}、粘土{C}	80%程度以上	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土{V}	—	
			有機質土	有機質土{O}	80%程度以上	
	泥土 c		高有機質土	高有機質土{Pt}	—	

＊1）　国土交通省令（建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令　平成 13 年 3 月 29 日　国交令 59、建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令　平成 13 年 3 月 29 日　国交令 60）においては区分として第１種～第４種建設発生土が規定されている。

＊2）　この土質区分基準は工学的判断に基づく基準であり、発生土が産業廃棄物であるか否かを決めるものではない。

＊3）　標柱の第１種～第４種改良土は、土（泥土を含む）にセメントや石灰を混合し化学的安定処理したものである。例えば第３種改良土は、第４種建設発生土又は泥土を安定処理し、コーン指数 400kN/㎡以上の性状に改良したものである。

＊4）　含水比低下、粒度調整などの物理的な処理や高分子系や無機材料による水分の土中への固定を主目的とした改良材による土質改良を行った場合は、改良土に分類されないため、処理後の性状に応じて改良土以外の細区分に分類する。

＊5）　所定の方法でモールドに閉め固めた試料に対し、コーンペネトロメーターで測定したコーン指数（表－２参照）

＊6）　計画段階（掘削前）において発生土の区分を行う必要があり、コーン指数を求めるために必要な試料を得られない場合には、土質材料の工学的分類体系（(社）地盤工学会）と備考欄の含水比（地山)、掘削方法から概略の区分を選定し、掘削後所定の方法でコーン指数を測定して区分を決定する。

＊7）　土質材料の工学的分類体系における最大粒径は 75 ㎜と定められているが、それ以上の粒径を含むものについても本基準を参照して区分し、適切に利用する。

＊8）　砂及び礫と同等の品質が確保できているもの。

＊9）　・港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するものは廃棄物処理法の対象となる廃棄物ではない。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について　昭和 46 年 10 月 16 日　環整 43　環境庁通知）

・地山の掘削により生じる掘削物は土砂であり、土砂は廃棄物処理法の対象外である。（建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について　平成 13 年 6 月 1 日　環廃産 276　環境省通知）

・建設汚泥に該当するものについては、廃棄物処理法に定められた手続きにより利用が可能となる。

表－２　土質区分判定のための調査試験方法

判定指標*1)	試験方法	規格番号・基準番号
コーン指数*2)	締固めた土のコーン指数試験方法	JIS A 1228
土質材料の工学的分類	地盤材料の工学的分類方法	JGS 0051
自然含水比	土の含水比試験方法	JIS A 1203
土の粒度	土の粒度試験方法	JIS A 1204
液性限界・塑性限界	土の液性限界・塑性限界試験方法	JIS A 1205

＊1）　改良土の場合は、コーン指数のみを測定する。

＊2）　１層ごとの突固め回数は、25 回とする。（参考表参照）

参　考　施行規則別表第２の４号の擁壁の基準について

『宅地造成及び特定盛土等規制法施行令』　－関連条文抜粋－　（昭和３７年政令第１６号）

（定義等）

第１条　この政令（第３条を除く。）において、「切土」又は「盛土」とは、それぞれ宅地造成である切土又は盛土をいう。

中略

４　擁壁の前面の上端と下端（擁壁の前面の下部が地盤面と接する部分をいう。以下この項において同じ。）とを含む面の水平面に対する角度を擁壁の勾配とし、その上端と下端との垂直距離を擁壁の高さとする。

（擁壁の設置に関する技術的基準）

第８条　法第１３条第１項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは、次に掲げるものとする。

一　盛土又は切土（第３条第４号の盛土及び同条第５号の盛土又は切土を除く。）をした土地の部分に生ずる崖面で次に掲げる崖面以外のものには擁壁を設置し、これらの崖面を覆うこと。

イ　切土をした土地の部分に生ずる崖又は崖の部分であつて、その土質が別表第一上欄に掲げるものに該当し、かつ、次のいずれかに該当するものの崖面

（１）　その土質に応じ勾配が別表第一中欄の角度以下のもの

（２）　その土質に応じ勾配が別表第一中欄の角度を超え、同表下欄の角度以下のもの（その上端から下方に垂直距離５メートル以内の部分に限る。）

ロ　土質試験その他の調査又は試験に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面

ハ　第１４条第１号の規定により崖面崩壊防止施設が設置された崖面

二　前号の擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとすること。

（鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造）

第９条　前条第１項第２号の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、構造計算によつて次の各号のいずれにも該当することを確かめたものでなければならない。

一　土圧、水圧及び自重（以下この条及び第１４条第２号ロにおいて「土圧等」という。）によつて擁壁が破壊されないこと。

二　土圧等によって擁壁が転倒しないこと。

三　土圧等によって擁壁の基礎が滑らないこと。

四　土圧等によって擁壁が沈下しないこと。

２　前項の構造計算は、次に定めるところによらなければならない。

一　土圧等によって擁壁の各部に生ずる応力度が、擁壁の材料である鋼材又はコンクリートの許容応力度を超えないことを確かめること。

二　土圧等による擁壁の転倒モーメントが擁壁の安定モーメントの３分の２以下であることを確かめること。

三　土圧等による擁壁の基礎の滑り出す力が擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力の３分の２以下であることを確かめること。

四　土圧等によって擁壁の地盤に生ずる応力度が当該地盤の許容応力度を超えないことを確かめること。ただし、基礎ぐいを用いた場合においては、土圧等によつて基礎ぐいに生ずる応力が基礎ぐいの許容支持力を超えないことを確かめること。

３　前項の構造計算に必要な数値は、次に定めるところによらなければならない。

一　土圧等については、実況に応じて計算された数値。ただし、盛土の場合の土圧については、盛土の土質に応じ別表第２の単位体積重量及び土圧係数を用いて計算された数値を用いることができる。

二　鋼材、コンクリート及び地盤の許容応力度並びに基礎ぐいの許容支持力については、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 90 条（表１を除く。）、第 91 条、第 93 条及び第 94 条中長期に生ずる力に対する許容応力度及び許容支持力に関する部分の例により計算された数値

三　擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力については、実況に応じて計算された数値。ただし、その地盤の土質に応じ別表第３の摩擦係数を用いて計算された数値を用いることができる。

（練積み造の擁壁の構造）

第１０条　第８条第１項第２号の間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の構造は、次に定めるところによらなければならない。

一　擁壁の勾配、高さ及び下端部分の厚さ（第一条第四項に規定する擁壁の前面の下端以下の擁壁の部分の厚さをいう。別表第四において同じ。）が、崖の土質に応じ別表第四に定める基準に適合し、かつ、擁壁の上端の厚さが、擁壁の設置される地盤の土質が、同表上欄の第一種又は第二種に該当するものであるときは４０センチメートル以上、その他のものであるときは７０センチメートル以上であること。

二　石材その他の組積材は、控え長さを 30 センチメートル以上とし、コンクリートを用いて一体の擁壁とし、かつ、その背面に栗石、砂利又は砂利混じり砂で有効に裏込めすること。

三　第２号に定めるところによっても、崖の状況等によりはらみ出しその他の破壊のおそれがあるときは、適当な間隔に鉄筋コンクリート造の控え壁を設ける等必要な措置を講ずること。

四　擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁の前面の根入れ深さは、擁壁の設置される地盤の土質が、別表第４上欄の第１種又は第２種に該当するものであるときは擁壁の高さの 100 分の 15（その値が 35 センチメートルに満たないときは、35 センチメートル）以上、その他のものであるときは擁壁の高さの 100 分の 20（その値が 45 センチメートルに満たないときは、45 センチメートル）以上とし、かつ、擁壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁の滑り及び沈下に対して安全である基礎を設けること。

（設置しなければならない擁壁についての建築基準法施行令の準用）

第１１条　第８条第１項第１号の規定により設置される擁壁については、建築基準法施行令第３６条の３から第３９条まで、第５２条（第三項を除く。）、第７２条から第７５条まで及び第７９条の規定を準用する。

（擁壁の水抜穴）

第１２条　第８条第１項第１号の規定により設置される擁壁には、その裏面の排水を良くするため、壁面の面積３平方メートル以内ごとに少なくとも一個の内径が７．５センチメートル以上の陶管その他これに類する耐水性の材料を用いた水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺その他必要な場所には、砂利その他の資材を用いて透水層を設けなければならない。

別表第二（第９条、第３０条、第３５条関係）

土　質	単位体積重量 （１立方メートルにつき）	土圧係数
砂利又は砂	１．８トン	０．３５
砂質土	１．７トン	０．４０
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土	１．６トン	０．５０

別表第三（第９条、第３０条、第３５条関係）

土　質	摩擦係数
岩、岩屑、砂利又は砂	０．５
砂質土	０．４
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土（擁壁の基礎底面から少なくとも 15 センチメートルまでの深さの土を砂利又は砂に置き換えた場合に限る。）	０．３

別表第四（第１０条、第３０条関係）

土　質		擁　壁		
		勾配	高さ	下端部分の厚さ
第1種	岩、岩屑、砂利又は砂利混じり砂	70 度を超え 75 度以下	2 ﾒｰﾄﾙ以下	40 ｾﾝﾁﾒｰﾄﾙ以上
			2 ﾒｰﾄﾙを超え 3 ﾒｰﾄﾙ以下	50 ｾﾝﾁﾒｰﾄﾙ以上
		60 度を超え 70 度以下	2 ﾒｰﾄﾙ以下	40 ｾﾝﾁﾒｰﾄﾙ以上
			2 ﾒｰﾄﾙを超え 3 ﾒｰﾄﾙ以下	45 ｾﾝﾁﾒｰﾄﾙ以上
			3 ﾒｰﾄﾙを超え 4 ﾒｰﾄﾙ以下	50 ｾﾝﾁﾒｰﾄﾙ以上
		65 度以下	3 ﾒｰﾄﾙ以下	40 ｾﾝﾁﾒｰﾄﾙ以上
			3 ﾒｰﾄﾙを超え 4 ﾒｰﾄﾙ以下	45 ｾﾝﾁﾒｰﾄﾙ以上
			4 ﾒｰﾄﾙを超え 5 ﾒｰﾄﾙ以下	60 ｾﾝﾁﾒｰﾄﾙ以上
第2種	真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	70 度を超え 75 度以下	2 ﾒｰﾄﾙ以下	50 ｾﾝﾁﾒｰﾄﾙ以上
			2 ﾒｰﾄﾙを超え 3 ﾒｰﾄﾙ以下	70 ｾﾝﾁﾒｰﾄﾙ以上
		65 度を超え 70 度以下	2 ﾒｰﾄﾙ以下	45 ｾﾝﾁﾒｰﾄﾙ以上
			2 ﾒｰﾄﾙを超え 3 ﾒｰﾄﾙ以下	60 ｾﾝﾁﾒｰﾄﾙ以上
			3 ﾒｰﾄﾙを超え 4 ﾒｰﾄﾙ以下	75 ｾﾝﾁﾒｰﾄﾙ以上
		65 度以下	2 ﾒｰﾄﾙ以下	40 ｾﾝﾁﾒｰﾄﾙ以上
			2 ﾒｰﾄﾙを超え 3 ﾒｰﾄﾙ以下	50 ｾﾝﾁﾒｰﾄﾙ以上
			3 ﾒｰﾄﾙを超え 4 ﾒｰﾄﾙ以下	65 ｾﾝﾁﾒｰﾄﾙ以上
			4 ﾒｰﾄﾙを超え 5 ﾒｰﾄﾙ以下	80 ｾﾝﾁﾒｰﾄﾙ以上
第3種	その他の土質	70 度を超え 75 度以下	2 ﾒｰﾄﾙ以下	85 ｾﾝﾁﾒｰﾄﾙ以上
			2 ﾒｰﾄﾙを超え 3 ﾒｰﾄﾙ以下	90 ｾﾝﾁﾒｰﾄﾙ以上
		65 度を超え 70 度以下	2 ﾒｰﾄﾙ以下	75 ｾﾝﾁﾒｰﾄﾙ以上
			2 ﾒｰﾄﾙを超え 3 ﾒｰﾄﾙ以下	85 ｾﾝﾁﾒｰﾄﾙ以上
			3 ﾒｰﾄﾙを超え 4 ﾒｰﾄﾙ以下	105 ｾﾝﾁﾒｰﾄﾙ以上
		65 度以下	2 ﾒｰﾄﾙ以下	70 ｾﾝﾁﾒｰﾄﾙ以上
			2 ﾒｰﾄﾙを超え 3 ﾒｰﾄﾙ以下	80 ｾﾝﾁﾒｰﾄﾙ以上
			3 ﾒｰﾄﾙを超え 4 ﾒｰﾄﾙ以下	95 ｾﾝﾁﾒｰﾄﾙ以上
			4 ﾒｰﾄﾙを超え 5 ﾒｰﾄﾙ以下	120 ｾﾝﾁﾒｰﾄﾙ以上

取 水 装 置 標 準 図

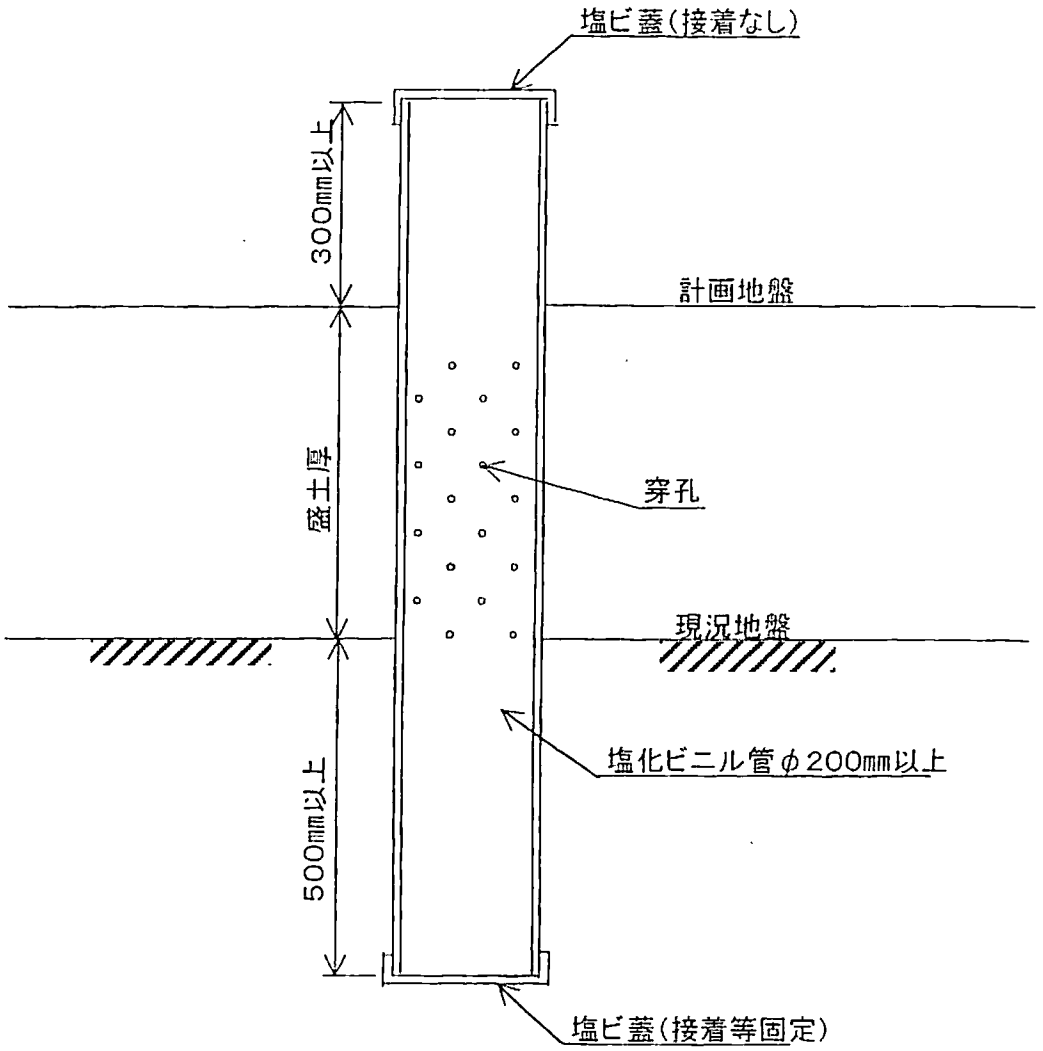

※水質検査用採水管
- 採水管は，塩ビ管とし採水が可能な管径とする。
- 現況地盤からの深さは，浸透水が溜まり易く採水が可能な深さとする。
- 管の底は，浸透水が溜まるよう蓋を接着剤等で固定する。
- 盛土部分には，浸透水が入りやすいよう穿孔を行なう。
- 土砂や雨水などが浸入しないよう，計画地盤より高くし，蓋を設置する。

◆この条例に関する問い合わせ先◆

那須塩原市市民生活部　　〒３２５－８５０１
廃棄物対策課　　那須塩原市共墾社１０８－２
産業廃棄物対策係　　TEL:０２８７－６２－７１４４